

「青梅市地域福祉総合計画」

第5期青梅市地域福祉計画

青梅市重層的支援体制整備事業実施計画

青梅市成年後見制度利用促進基本計画

第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画

第6期青梅市障害者計画、第7期青梅市障害福祉計画、第3期青梅市障害児福祉計画

〔総論 案〕

表記について統一・検討事項（覚書）

- 各計画の呼び方「本計画」では通用しない場面も出てくる
- 障害/障がい 表記の使い分け…国の法令、市の条例等のほか、固有名詞は「害」の字を使用。「障がい者」や「障がいのある方」など「ひと」を表現する場合は、「がい」とします。

※目次の前に現行計画のような導入ページを盛り込む予定。

目次

第1編 総論	1
第1章 計画の策定に当たって.....	1
第2章 計画改定の考え方.....	7
11第4章 計画の全体像.....	14
第5章 計画の進行管理.....	15
第2編 地域福祉計画	17
第1章 地域福祉を取り巻く現状と課題.....	17
第2章 計画の基本的な考え方と施策体系.....	42
第3章 取組内容.....	44
第3編 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	46
第1章 高齢者保健福祉・介護保険事業を取り巻く現状と課題.....	46
第2章 計画の基本的な考え方と施策体系.....	46
第3章 取組内容.....	46
第4章 介護保険サービスの事業量見込みと介護保険料の設定.....	46
第4編 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画	47
第1章 障害者・児福祉を取り巻く現状と課題.....	47
第2章 計画の基本的な考え方と施策体系.....	47
第3章 取組内容.....	47
第4章 障害福祉・障害児福祉サービスの事業量見込み.....	47
資料編	47

青梅市地域福祉計画 全体構成の考え方（案）

構成案	資料作成時期	分量 (目安)
第1編 総論 第1章 計画の策定に当たって 第2章 計画改定の考え方 第3章 基本統計からみる市の現状 第4章 計画の全体像 第5章 計画の進行管理	骨子案	20 頁程度
第2編 地域福祉計画 第1章 地域福祉を取り巻く現状と課題 第2章 計画の基本的な考え方と施策体系 第3章 取組内容	骨子案 骨子案 素案	70 頁程度
第3編 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 第1章 高齢者保健福祉・介護保険事業を取り巻く現状と課題 第2章 計画の基本的な考え方と施策体系 第3章 計画の取組内容 第4章 介護保険サービスの事業量見込みと介護保険料の設定	骨子案 骨子案 素案 素案	100 頁程度
第4編 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 第1章 障害者・児福祉を取り巻く現状と課題 第2章 計画の基本的な考え方と施策体系 第3章 計画の取組内容 第4章 障害福祉・障害児福祉サービスの事業量見込み	骨子案 骨子案 素案 素案	70 頁程度
資料編		30 頁程度

(骨子案は7月中目途、素案は11月中目途)

第1編 総論

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景・趣旨

本市では、平成16年3月に青梅市地域福祉計画を策定し、その後の社会潮流や新たな制度、法律等への対応を含め、改定を重ねながら地域福祉の推進に取り組んでいます。

この間の我が国における福祉制度・政策は、子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や、虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、支援体制の構築を進めてきました。

一方で、いわゆる「8050」やダブルケア、ヤングケアラーなど、個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースや、既存の制度の対象となりにくいケースが明らかとなっています。

このような状況を踏まえ、国では、全ての人が住み慣れた地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」を実現するため、令和2年に社会福祉法を改正し、包括的支援体制の構築の取組の一つとして、重層的支援体制整備事業を進めることとしました。

本市では、平成31年に第4期青梅市地域福祉計画を策定したのち、令和3年度に重層的支援体制整備事業への移行準備を開始し、地域福祉コーディネーターの配置、既存の連携体制強化による相談支援の充実等に取り組んできたところです。

このような潮流のなか、地域福祉の推進に関する総合的な計画である第4期青梅市地域福祉計画および分野別の福祉計画である第8期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画、第5期青梅市障害者計画、第6期青梅市障害福祉計画、第2期青梅市障害児福祉計画が令和5年度をもって計画期間満了を迎えることから、これらを合本して策定するとともに、新たに重層的支援体制整備事業実施計画、成年後見制度利用促進基本計画を加え、本市の地域福祉の一層の推進に向けて本計画を策定するものです。

《国の主な動向》

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布

平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」とこととされました。

この地域共生社会の実現を目指し、平成28年に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を立ち上げたほか、平成29年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法が一部改正(平成30年4月施行)され、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務とされました(第107条)。また、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」(第107条第1項第1号)や「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」(第106条の3第1項各号)が、計画に盛り込むべき事項として定められたほか、他の分野別計画の「上位計画」として位置付けられました。

さらに、令和2年6月公布の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会実現に向けた包括的支援体制の構築の取組の一つとして、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱とする「重層的支援体制」の整備が行政に対して求められています。

〈参考〉社会福祉法

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備

「孤独・孤立対策の重点計画」策定

「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)にもとづき、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめた「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました(令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定)。この計画は、毎年度を基本としつつ必要に応じて、計画全般の見直しの検討を行うこととなっており、現在、令和4年12月に改定された計画にもとづき取り組まれています。

新型コロナウイルス感染症拡大による生活環境等の変化（令和2年～）

令和2年以降、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大(以下「コロナ禍」という。)し、市民生活や行政活動の大きな影響を与えました。これらの変化や社会的な混乱は、地域住民が抱える生活課題をより一層顕在化させています。

国「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年）

平成28年に成年後見制度利用促進についての基本理念や国・地方公共団体の責務等を定めた成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）が施行され、その後、平成29年には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。同法では、市町村計画の策定を努力義務としているほか、国の基本計画では市町村の役割として、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに向けた中核機関の設置等を求めています。

〈参考〉成年後見制度の利用の促進に関する法律

（市町村の講ずる措置）

第一四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

二 略

国「第二次再犯防止推進計画」（令和5年）

平成28年に再犯防止等の推進についての基本理念や国・地方公共団体の責務等を定めた再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、その後、平成29年に「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。同法では、市町村計画の策定を努力義務としているほか、国の計画では市町村の役割として、身近な基礎自治体としての適切なサービス提供、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくり等を求めています。

〈参考〉再犯の防止等の推進に関する法律

（地方再犯防止推進計画）

第八条

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

二 略

こども基本法の成立、こども家庭庁の設置（令和5年4月1日）

日本が平成6（1994）年に批准した子どもの権利条約に対応するための国内法としてこども基本法が成立（令和5年4月1日公布）しました。心身の発達過程にある人を「こども」と定義し、権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律となっています。

また、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現を目的に、内閣府の外局として、こども家庭庁を令和5年4月1日に設立しました。

認知症基本法成立（令和5年6月）

全国的に認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症施策に関する基本理念を定め、総合的かつ計画的に認知症施策を推進するための法律として成立しました。

国に対策の基本計画策定を義務づけ、自治体には地域事情に応じた市町村認知症対策推進計画の策定が努力義務となっています。

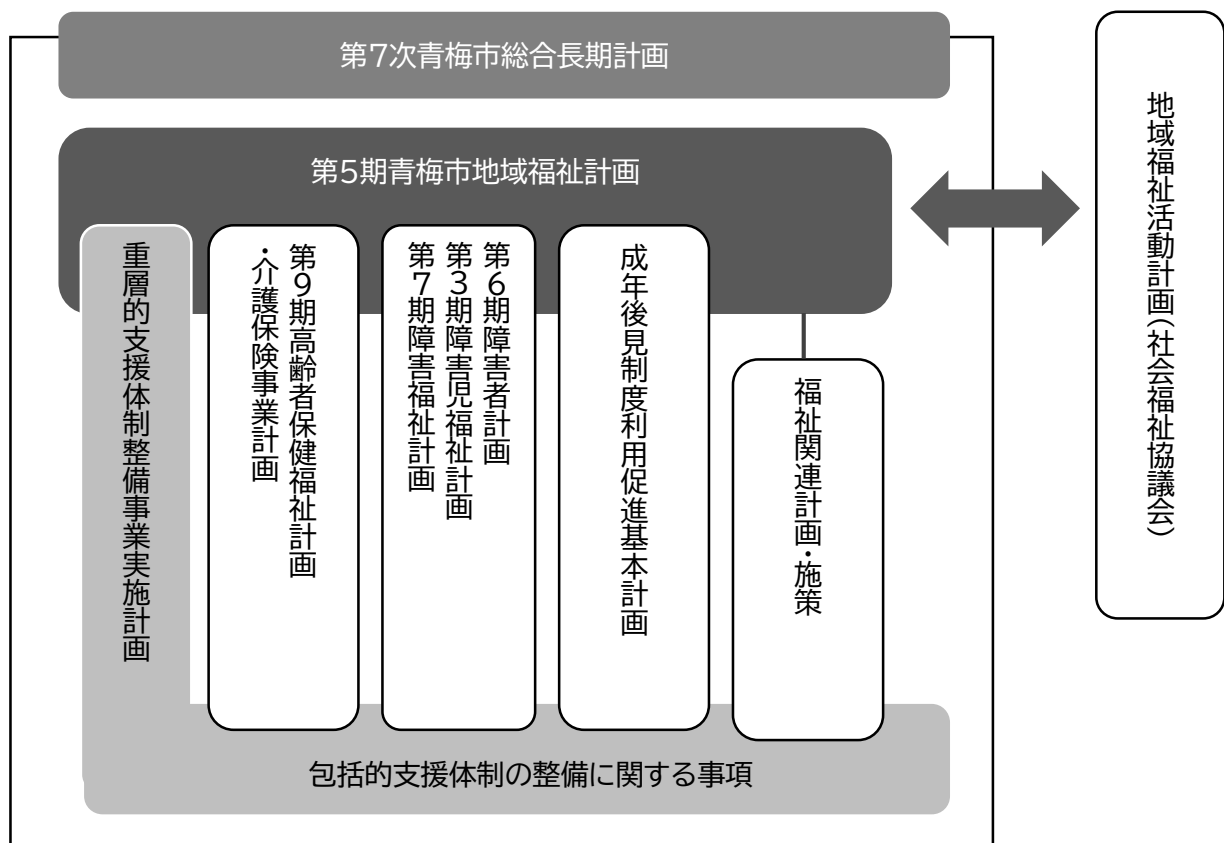
2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

- 社会福祉法第 107 条の規定にもとづく「市町村地域福祉計画」
- 再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に規定する「地方再犯防止推進計画」
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」
- 老人福祉法第 20 条の 81 の規定にもとづく「市町村老人福祉計画」
- 介護保険法第 117 条 2 の規定にもとづく「市町村介護保険事業計画」
- 障害者基本法第 11 条 3 の規定にもとづく「市町村障害者計画」
- 障害者総合支援法第 88 条にもとづく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 にもとづく「市町村障害児福祉計画」

(2) 市政における位置づけ

- 本市の最上位計画であり、目指すべきまちの将来像と基本理念を定める青梅市総合長期計画との整合を図ります。
- 高齢者計画、障害者計画等、重層的支援体制整備事業実施計画及び成年後見制度利用促進基本計画は、地域福祉計画を上位計画とし、整合を図ります。
- 子ども・子育て支援事業計画等の福祉関連計画・施策を横断的につなぐものです。
- 社会福祉協議会「地域福祉活動計画」との連携を図ります。



3 計画期間

各計画の期間は以下のとおりです。なお、変化する社会情勢や関連する諸計画との整合性から、必要に応じて見直しをすることとします。

- 地域福祉計画：令和6年度から令和11年度までの6か年
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画：令和6年度から令和8年度までの3か年
- 障害者計画：令和6年度から令和8年度までの3か年
- 障害福祉計画・障害児福祉計画：令和6年度から令和8年度までの3か年

	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)
総合長期計画					第7次 						
地域福祉計画 (重層的实施計画・成年後見推進計画)					第5期 						
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画					第9期 						
障害者計画					第6期 						
障害福祉計画 障害児福祉計画					第7期・第3期 						

4 計画策定の体制

(1) アンケート調査実施概要（各計画集計整い次第記載）

(2) 各種会議、委員会

計画	会議名	開催数（予定）
地域福祉計画(+重層)	地域共生社会推進会議	全5回
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	介護保険運営委員会	全5回
	介護保険事業計画等策定部会	全3回
	庁内検討委員会	
障害者計画 障害福祉計画 障害児福祉計画	障害者自立支援協議会	全3回(計画に関する報告事項の数)
	障害者計画検討委員会	
成年後見精度利用促進計画	青梅市成年後見制度利用促進審議会	全3回

(3) パブリックコメント

令和5年●月●日～●月●日 ●件

第2章 計画改定の考え方

1 福祉分野共通理念（案）

多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち

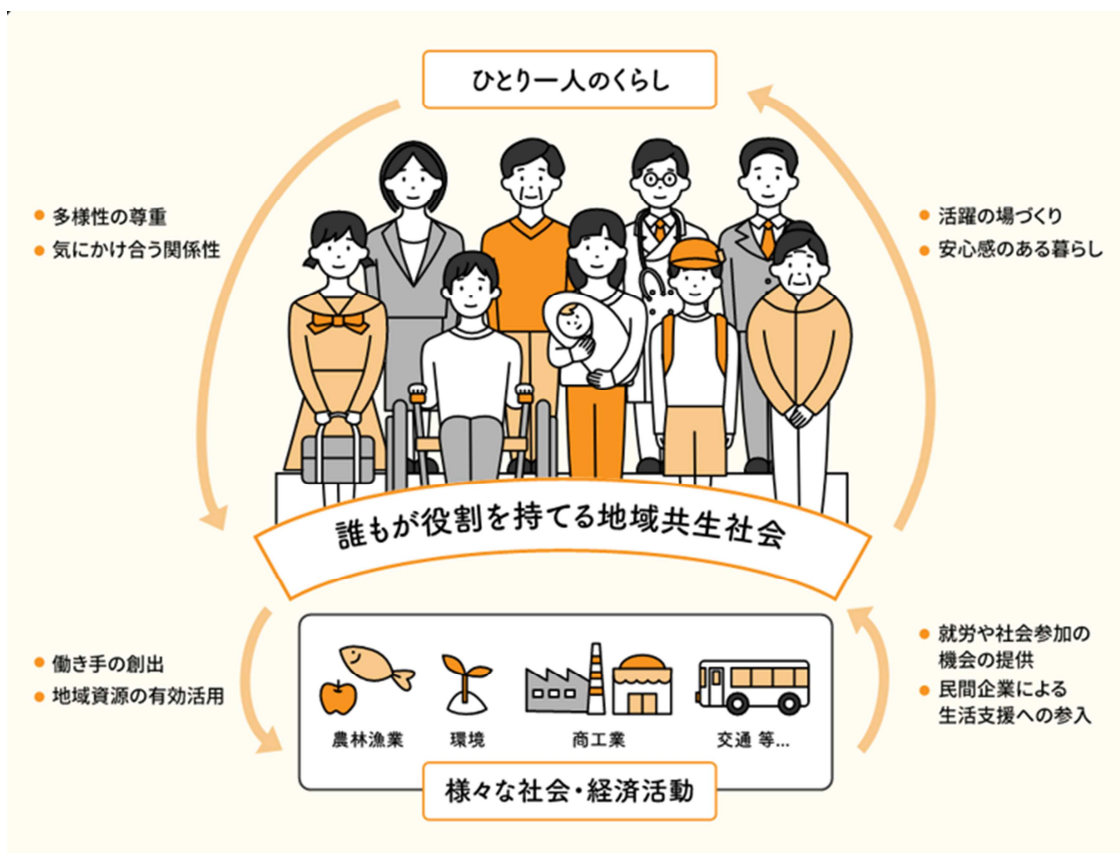
最上位計画である「第7次青梅市総合長期計画」では、青梅の人々が、青梅を楽しみながら健やかに安心して暮らすことを目指し、「あそぼうよ！青梅」の姿勢を基本に、次の3つの基本理念を掲げています。

- 豊かな自然と都市機能が調和した持続可能なまち
- 多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち
- 歴史と文化を継承し、人も産業も育むまち

このうち、「多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち」を本計画共通の理念として定め、全ての人が尊重し合い、一人ひとりが元気に活躍できる、地域共生社会の実現を目指します。

※地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

2 地域福祉とは

「福祉」とは本来、高齢者福祉、障がい者福祉及び児童福祉などといった対象者ごとに分かれた「行政などによるサービスの提供」や「一部の困っている人に対する支援」だけではなく、全ての人に等しくもたらされるべき「しあわせ」のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを言います。

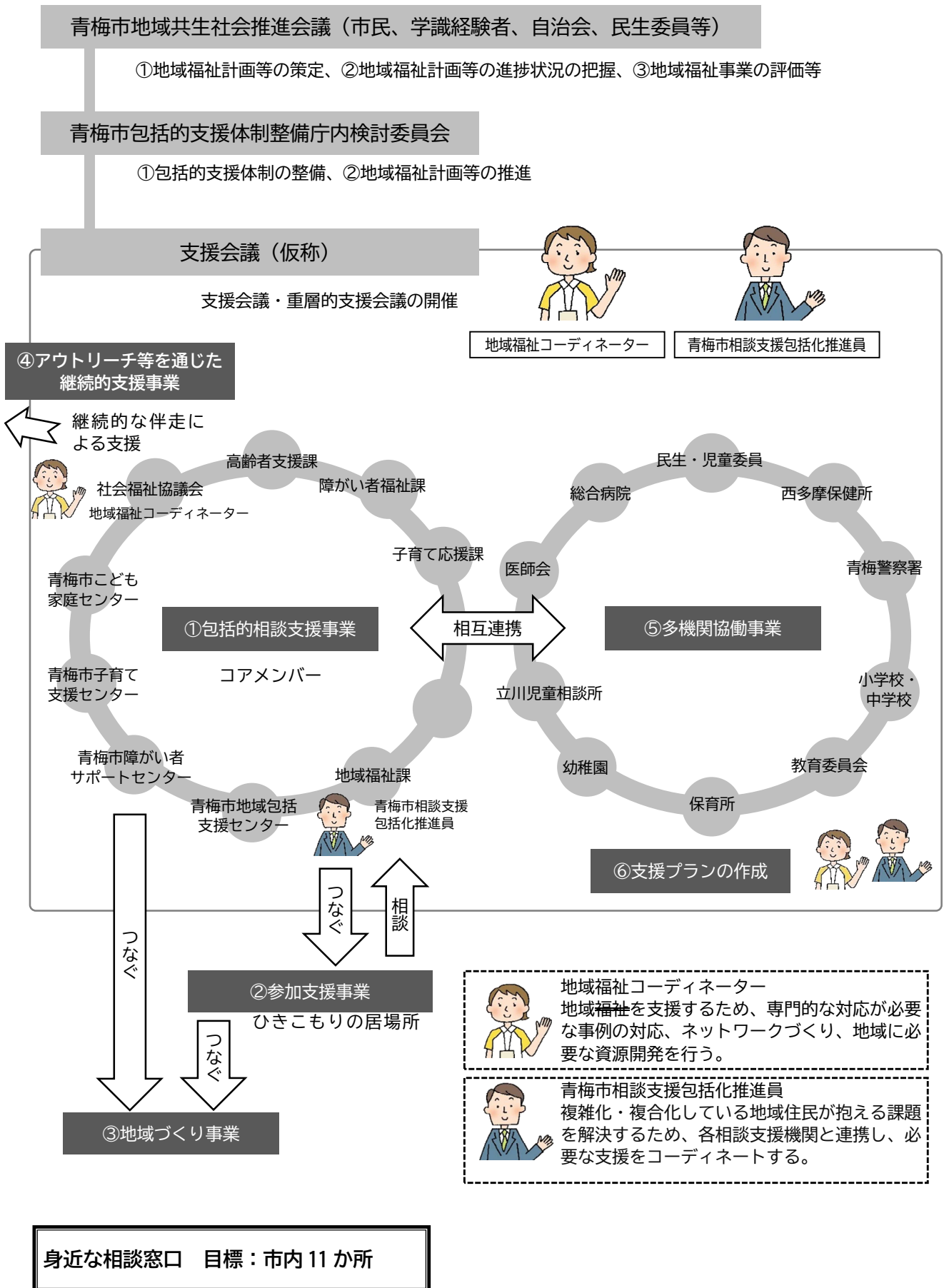
近年の社会情勢を見ると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変化等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズは多様化・複雑化しています。

一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくため、行政等による公的なサービスと、市民による支え合いやボランティア等の活動が協働しながら協働する福祉が、地域福祉です。

3 本市が取り組む重層的支援体制整備事業（検討中）

事業名	方向性
①包括的相談支援事業	高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮者等、各分野のスムーズな連携を推進するため、既存の連携体制を強化し、相談支援の充実を図ります。地域福祉コーディネーターは地域の包括的な相談支援を行うとともに、庁内の中核機関である地域福祉課とともに複雑化・複合化した相談を調整するためのコーディネートを行います。
②参加支援事業	既存の事業では対応できない当事者・世帯の個別ニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。
③地域づくり事業	既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の設置整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。
④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	地域福祉コーディネーターが中心となり、複雑化・複合化した課題を抱え、必要な支援が届いていない人へのアウトリーチを行います。
⑤多機関協働事業	青梅市相談支援包括化推進員・地域福祉コーディネーターを中心に支援会議を開催し、既存の支援では対応できない複雑化・複合化した事例等に対して多機関と協働して支援を行います。
⑥支援プランの作成	青梅市相談支援包括化推進員・地域福祉コーディネーターが中心となり、多機関協働事業における支援プランの作成を行います。
事業の推進体制	市民や学識経験者等を委員とする青梅市地域共生社会推進会議、青梅市包括的支援体制整備庁内検討委員会を通じて進捗状況の確認・検証を行います。

■青梅市の重層的支援体制整備事業の全体イメージ図（案）■



4 圏域の考え方（検討中）

地域福祉の推進には、地域住民や地域の多様な主体が、分野や世代を超えて共に参加・協力し、保険・医療・福祉関係者等の各分野と連携するとともに、地域の社会資源も活かしながら、問題の発見・解決を図ることが必要です。

地域には、異なるレベルの圏域が重層的に重なり合って存在しますが、青梅市においては、3層からなる圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備しています。

現在各中圏域に1か所設置している地域包括支援センター（3か所）に令和6年度から2つの支所を加え、身近な相談支援体制の更なる構築に取り組んでいます。

このため、本計画期間において新たな5地区を拠点とした総合相談窓口の展開を検討するとともに、引き続き日常生活圏域のあり方の検討を行います。

■ 3層構造の圏域 ■



第3章 データからみる市の現状

1 地域特性

本市は、都心から西へ40～60km圏にあり、中央部に鉄道が走っており、都心へのアクセスがとても良好です。また、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が通り、青梅インターチェンジが設置されており、他県との行き来において利便性が高くなっています。

また、面積の6割以上を森林が占め、その間を東西に多摩川が貫いています。

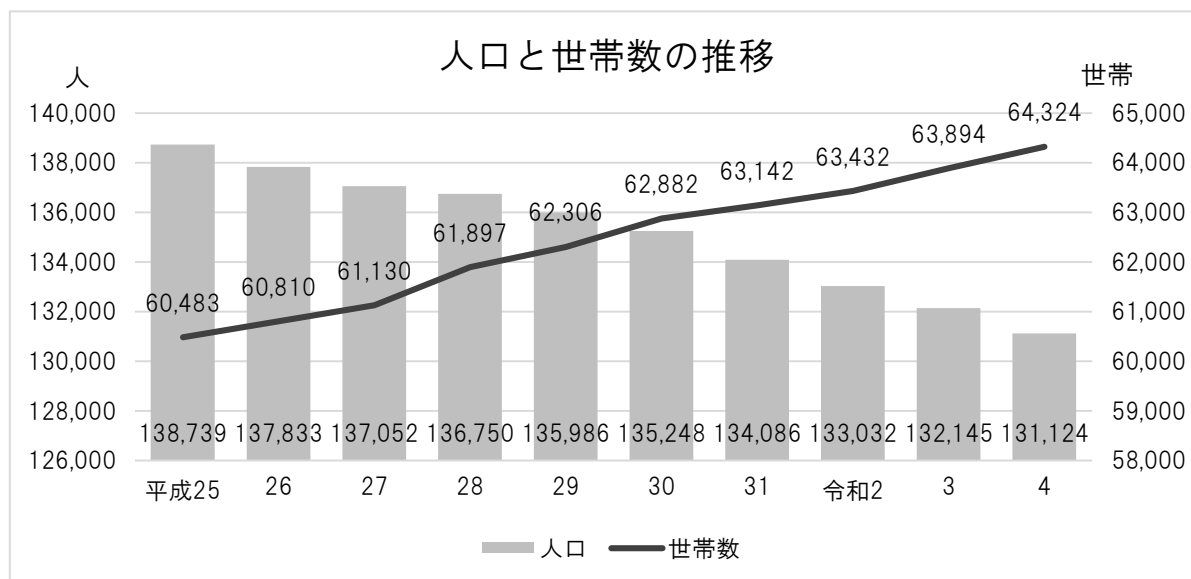
古くから霊山として崇められ、多くの野鳥や植物が生息する御岳山や、カヌーをはじめアウトドアの拠点として親しまれ、名水百選にも選定されている御岳溪流をはじめ、先人から受け継がれた美しい自然を有しています。

2 人口・世帯の状況

(1) 人口と世帯の推移

本市の総人口は年々減少傾向となっています。

一方、世帯数は年々増加傾向にあります。国勢調査の家族類型別にみると、5年間で単独世帯が約3,000世帯増加しており、特に高齢単身世帯は約2,000世帯の増加となっています。



注：外国人を含む
資料：青梅市統計書（各年1月1日現在）

家族類型別一般世帯数の推移

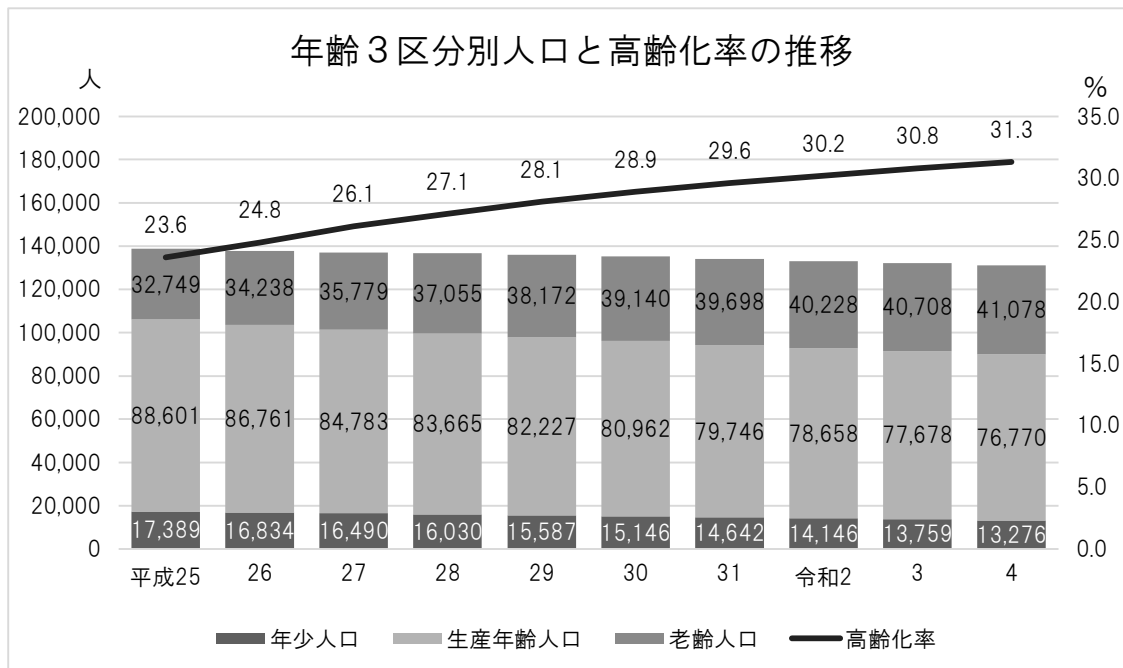
単位：世帯

	総世帯数	親族のみ世帯		非親族世帯	単独世帯	〈再掲〉	〈再掲〉
		総数	うち核家族世帯			高齢単身世帯	高齢夫婦世帯
平成27年	54,196 (割合) 100%	37,469 69.1%	33,870 62.5%	557 1.0%	16,166 29.8%	5,561 10.3%	6,894 12.7%
令和2年	56,354 (割合) 100%	36,486 64.7%	33,562 59.6%	715 1.3%	19,099 33.9%	7,412 13.2%	7,825 13.9%

注：総世帯数は不詳を含む
資料：国勢調査

(2) 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

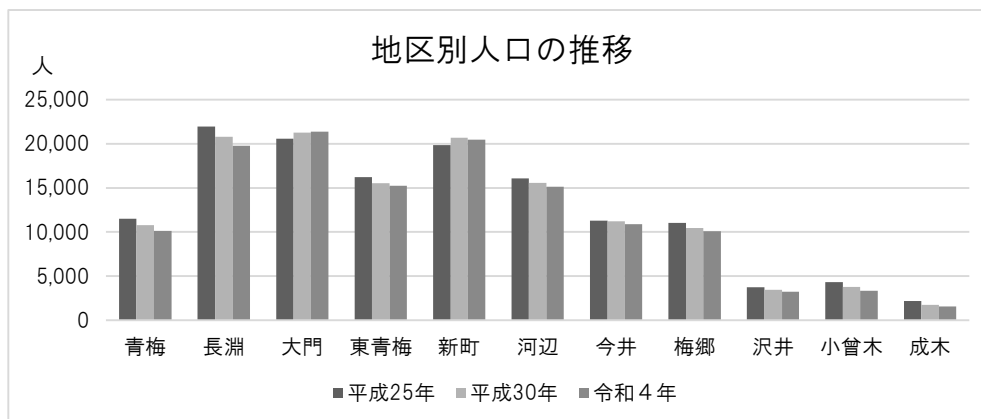
年齢3区分別人口をみると、過去10年間で生産年齢人口及び年少人口は年々減少しています。一方で高齢人口は年々増加しており、高齢化率は令和4年1月1日時点で31.3%となっています。



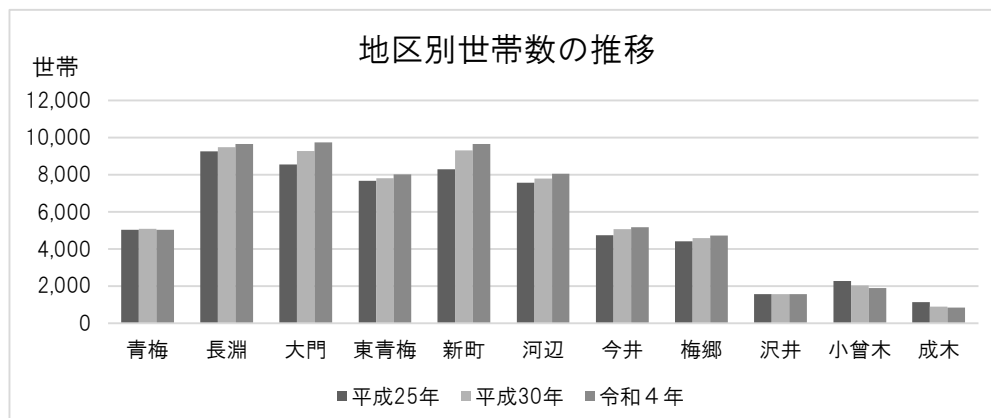
資料:青梅市統計書(各年1月1日現在)

(3) 地区別人口・世帯数の推移

地区別に人口の推移をみると、大門地区、新町地区では過去10年間で人口が増加しています。また、青梅地区、小曾木地区、成木地区では人口・世帯ともに減少しています。



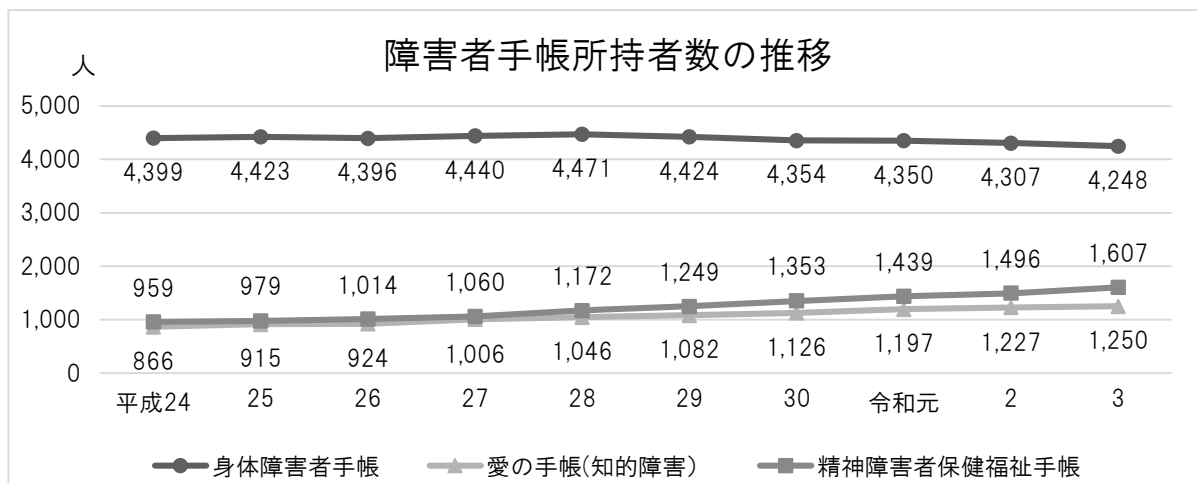
資料:青梅市統計書(各年1月1日現在)



資料:青梅市統計書(各年1月1日現在)

(4) 障害者手帳所持者数の推移

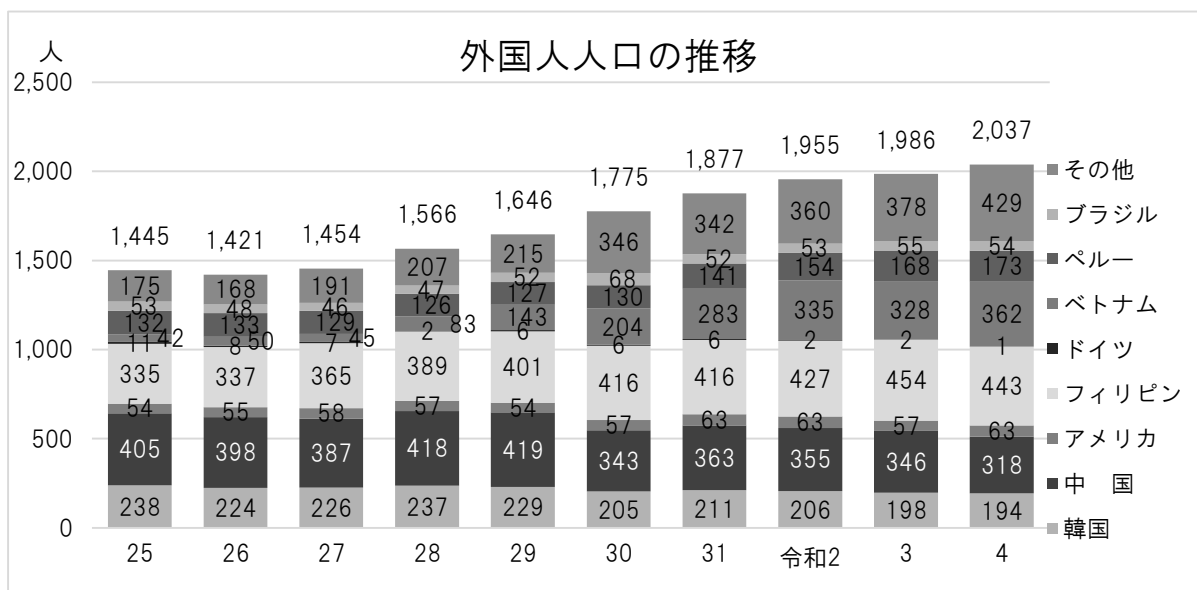
身体障害は平成28年度をピークに減少傾向、知的障害、精神障害は年々増加傾向にあり、特に精神障害が増加しています。



資料:行政報告書(各年度末時点)

(5) 外国人人口の推移

外国人人口は年々増加傾向にあります。国籍・地域別にみると、これまで外国人人口の多くを占めていた中国が減少傾向にあり、年々増加しているフィリピンが最も多くなっています(令和4年)。またベトナムが過去5年間で急速に増加しています。



注:国籍・地域は、東京都の統計における国籍・地域を参考にしつつ特に人口の多い国籍・地域を記載している。

:平成29年以前の韓国は、朝鮮を含む。

:平成29年以前の中国は、台湾を含む。

資料:東京都の統計「外国人人口」(各年1月1日現在)

第4章 計画の全体像

※作成中 各計画の体系を提示

- 第5期青梅市地域福祉計画（重層+成年後見+再犯防止）
- 第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画
- 第6期青梅市障害者計画、第7期青梅市障害福祉計画、第3期青梅市障害児福祉計画

地域福祉計画施策体系

基本目標	基本方針	基本施策 ※今後素案として詳細を追記
顔見知りの関係づくり	(1)福祉意識の醸成	人権教育・ユニバーサルマナー・心のバリアフリーの推進 等
	(2)地域の居場所・活躍の場づくり	交流機会づくり 等
	(3)見守り・防犯体制の充実	民生委員活動の支援 等
多様な主体による 支え合い活動 の推進	(1)地域福祉活動の担い手となる人材育成	講座や各種教室の開催 等
	(2)ボランティア等の社会福祉活動支援	ボランティア・市民活動グループ活動の情報提供 等
	(3)防災体制の充実	避難行動要支援者支援制度の推進 等
包括的な支援体制の整備・強化	(1)包括的な相談支援体制の充実	地域包括支援センターの機能強化 等
	(2)複合化した地域課題を解決するための体制づくり	総合相談機能の充実 罪を犯した人の社会復帰支援 等
	(3)サービス提供事業者への支援	サービス提供体制の充実 等
	(4)権利擁護や成年後見制度の推進	権利擁護の推進 等

第5章 計画の進行管理

1 計画の評価と進行管理

計画の推進に当たり、青梅市地域共生社会推進会議に対しその効果や達成状況を報告し、実施状況の検証を行います。

また、PDCAサイクルの考え方に従い、進行管理を実施し、計画全体の継続的な評価・改善を行うことにより、計画を推進するとともに、次期計画へとつなげていきます。

2 行財政の環境

地方自治体を取り巻く環境が変化する中、本市においても厳しい財政状況が続いています。

また、地域においては、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況がみられます。

このような複雑化・複合化する地域福祉に対応し、多様化する市民ニーズにこたえるためには、市の取組に加え、地域住民や市民活動団体との協働を進める上で、行財政環境にも注視していく必要があります。更に、国や東京都の動向を的確かつ速やかに把握し、地域福祉向上のための財源確保に努めます。

3 協働による計画の推進

地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくための地域福祉活動の主役は、地域に生活している市民自身です。そして、誰もが福祉サービスの提供者であり、受け手でもあります。

住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域社会を実現させていくには、行政の取組に加えて、市民との協働が不可欠となります。また、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係機関・団体、サービス提供事業者、企業等も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくに当たっては、これら地域福祉を担う主体と連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

(1) 市民の役割

市民は、地域の問題に関心を持ち、地域の担い手として、行動することが求められています。地域福祉の担い手として声掛けやあいさつ、見守りなど日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加します。

（２）青梅市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域住民や幅広い福祉関係者の参加により、時代の変化と地域福祉に対応した福祉サービスや福祉活動に取り組み、地域福祉の推進役としての中心的な役割を果たしています。

また、地域住民、関係団体、行政との調整役としての機能も求められています。

福祉コミュニティと地域福祉の推進に向けて事業を支援し、連携を強化するとともに、青梅市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との整合を図ります。

（３）NPO・ボランティア団体、自治組織の役割

NPO・ボランティア団体、自治組織の役割として、地域で行われている様々な福祉活動を行っている団体と連携を図り、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していくことが求められています。

（４）サービス提供事業者・企業の役割

サービス提供事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開のほか、他のサービスとの連携、利用者本位のサービス提供の取組、多様化する福祉ニーズに対応するため新しいサービスの創出や市民参加の支援及び福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

企業は、募金・活動に対する協賛、地域の一員として福祉活動に参加するなど、社会貢献活動が求められています。見守り活動、災害時の連携など、その専門性と機動力を発揮し地域福祉の活発化に取り組みます。

（５）庁内の関係部署との連携・情報共有

行政は市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、制度・分野ごとの「縦割り」という関係を越えて、庁内の関係部署との横のつながりをより一層強化します。

また、あらゆる主体が同じ方向に向かって地域福祉を推進していくためにも、計画を周知し、情報共有を図るとともに、関係機関・団体の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための支援を行います。

第2編 地域福祉計画

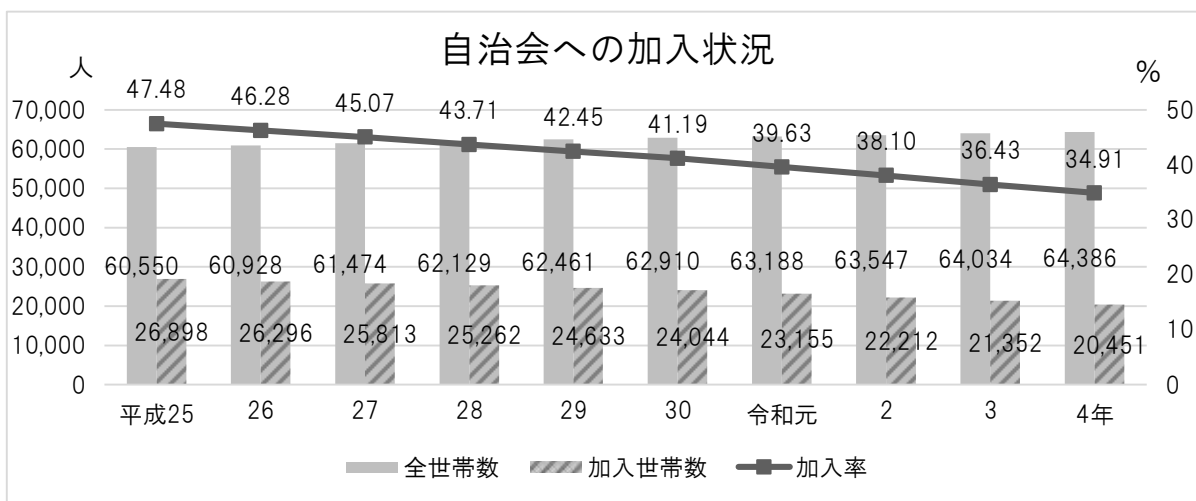
第1章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 地域福祉のデータからみる現状

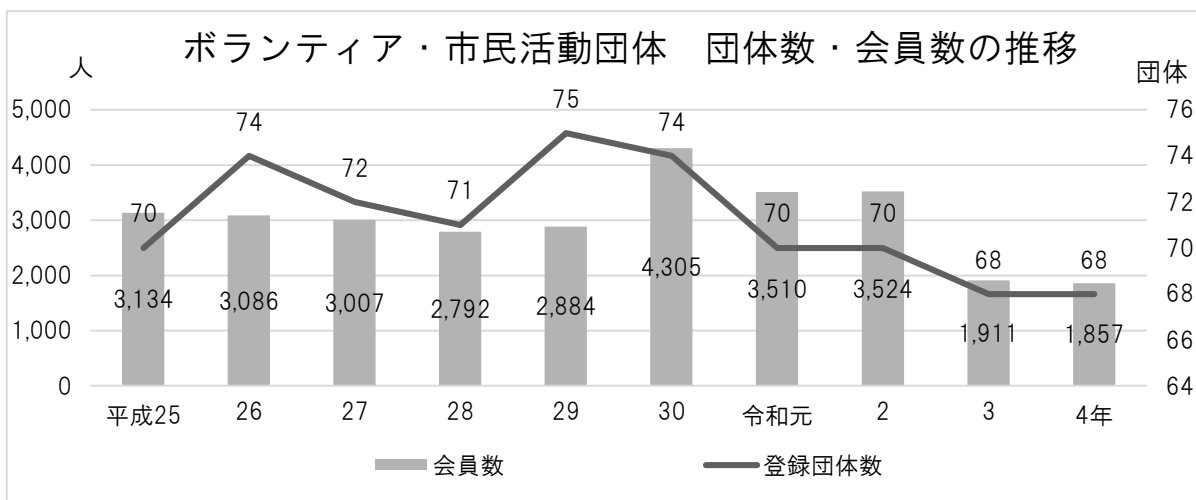
(1) 自治会・ボランティア・市民活動団体の状況

自治会加入世帯数は減少傾向にあり、加入率は過去10年間で12.57ポイント減少しています。

ボランティア・市民活動団体の会員数は平成30年度をピークに、登録団体数は平成29年度をピークに減少しており、令和3年以降は過去10年間で最も低い水準となっています。



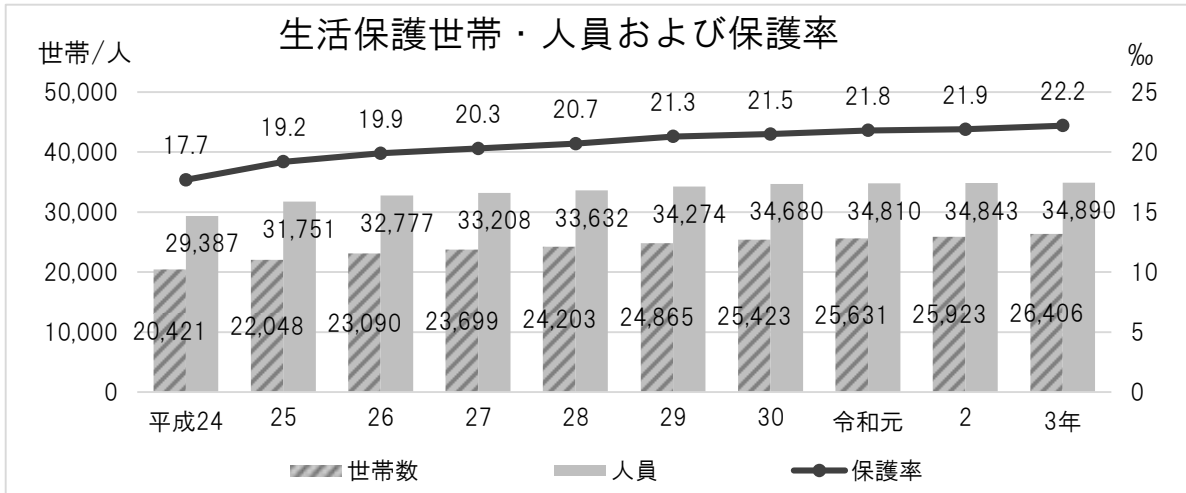
資料: 青梅市



資料: 青梅市(年度別)

(2) 生活保護世帯・人員の状況

生活保護世帯・人員は年々増加しています。令和3年度時点の保護率は22.2%となっています。

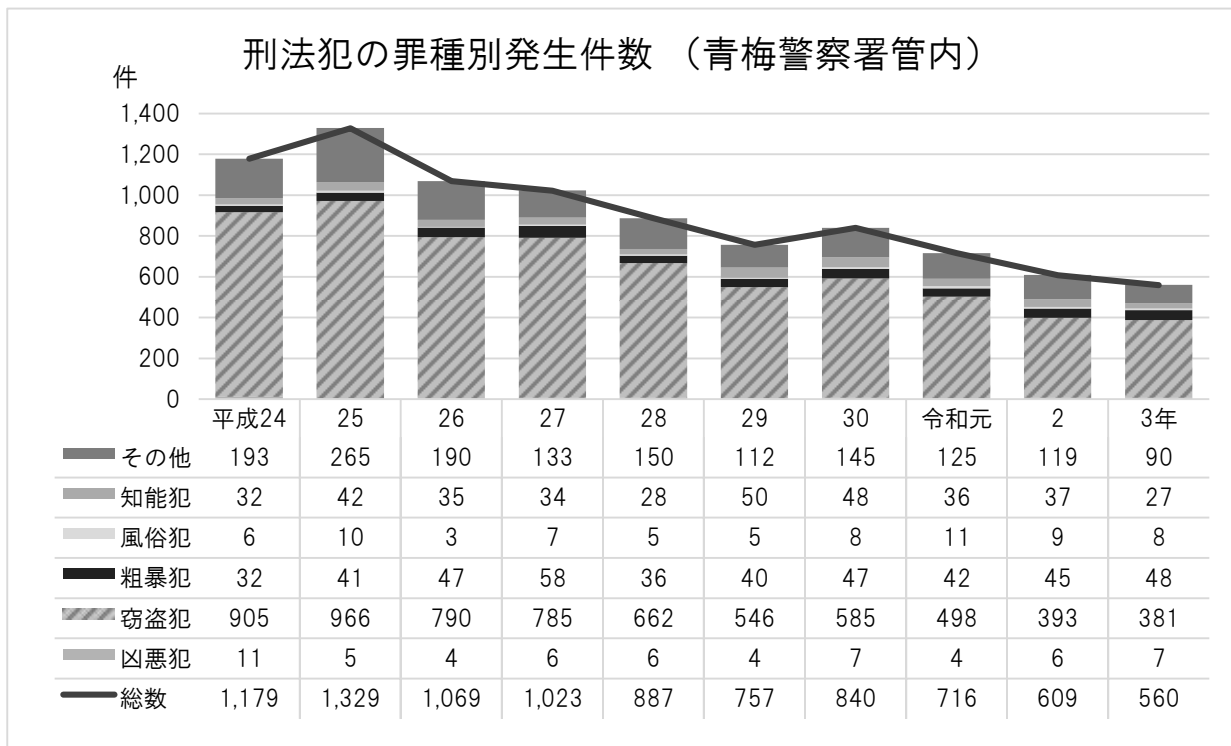


資料:青梅市統計書(各年度10月1日現在)

(3) 刑法犯の発生件数の状況

青梅警察署管内の刑法犯発生件数は、おおむね年々減少しています。

罪種別にみると、窃盗犯が高い割合を占めています。



資料:警視庁青梅警察署(各年度12月末現在)

注:青梅警察署管内の数字

2 地域共生社会推進のためのアンケート結果

(1) 調査の目的

このアンケート調査は、18歳以上の市民1,000人を対象に実施し、皆様の地域福祉に対する考え方、地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きし、計画策定に反映することを目的としています。

(2) 調査概要

- ◇調査対象者:18歳以上の市民1,000人(無作為抽出)
- ◇調査期間:令和5年5月12日(金)~5月29日(月)(6月1日到着分までを反映)
- ◇調査方法:郵送配布・郵送または専用webページでの回収による本人記入方式

(3) 回収結果

- ◇配布数:1,000件
- ◇有効回収数:362件(うち紙面は336件、webページ回答は26件)
- ◇有効回収率:36.2%

(4) 図表の見方

- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ◇複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇図表中の「n(number of cases)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- ◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- ◇「その他」「不明・無回答」を除き、回答の高いもの**第1位に網掛け**をしています。

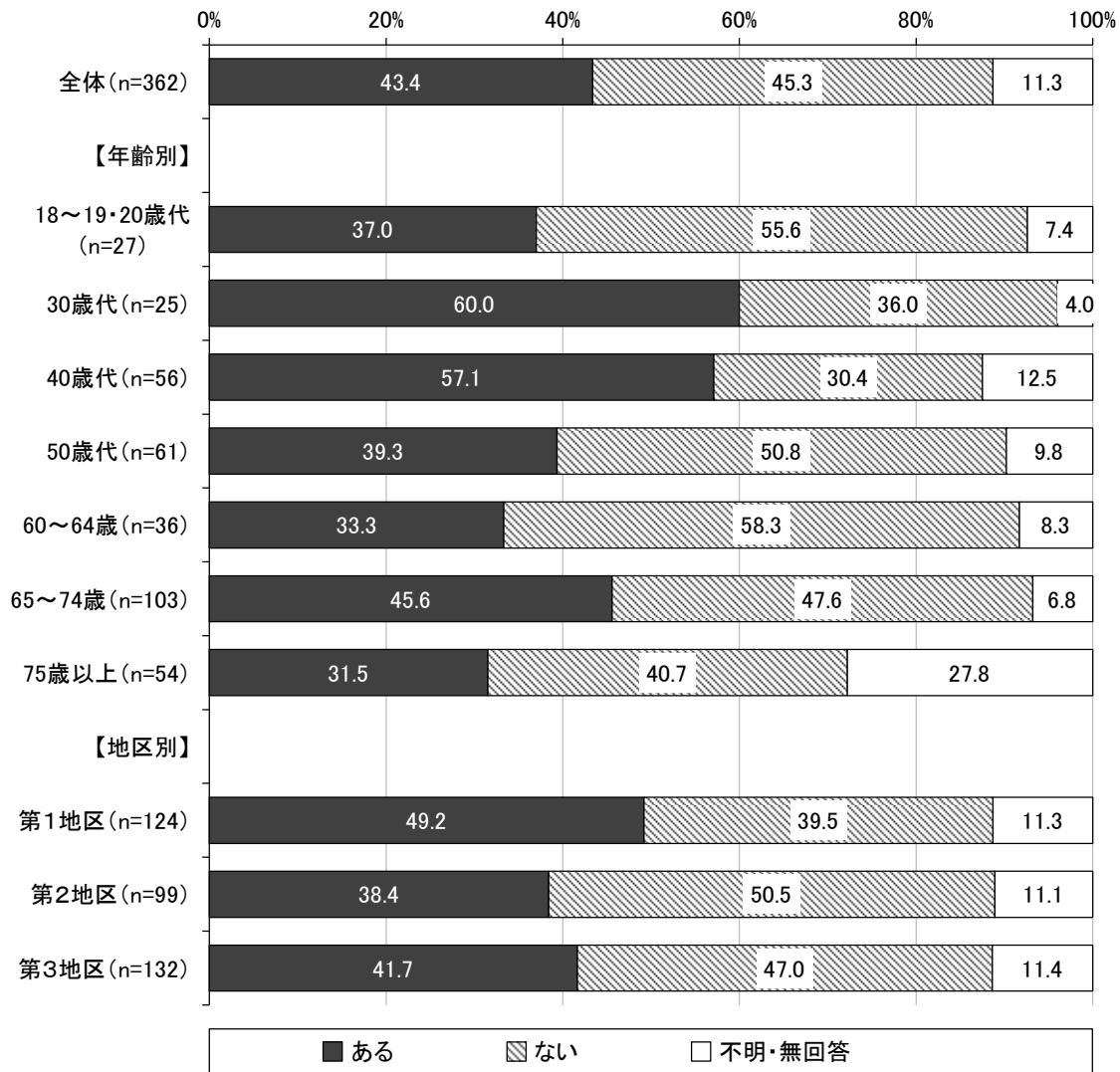
(5) 結果の概要

問 あなたは今の生活において困っていることはありますか。(〇は1つ)

全体では「ない」が45.3%、「ある」が43.4%となっています。

年齢別にみると、30歳代、40歳代では「ある」、その他の年齢層においては「ない」が高くなっています。

第1地区では「ある」、第2地区、第3地区では「ない」が高くなっています。



「ある」を選んだ方

問 どのようなことに困っていますか。(あてはまるものすべてに○)

全体では「生活費など経済的問題」が58.6%と最も高く、次いで「自分の健康のこと」が44.6%、「仕事に関すること」が29.3%となっています。

年齢別にみると、65～74歳、75歳以上では「自分の健康のこと」、その他の年齢層においては「生活費など経済的問題」が最も高くなっています。

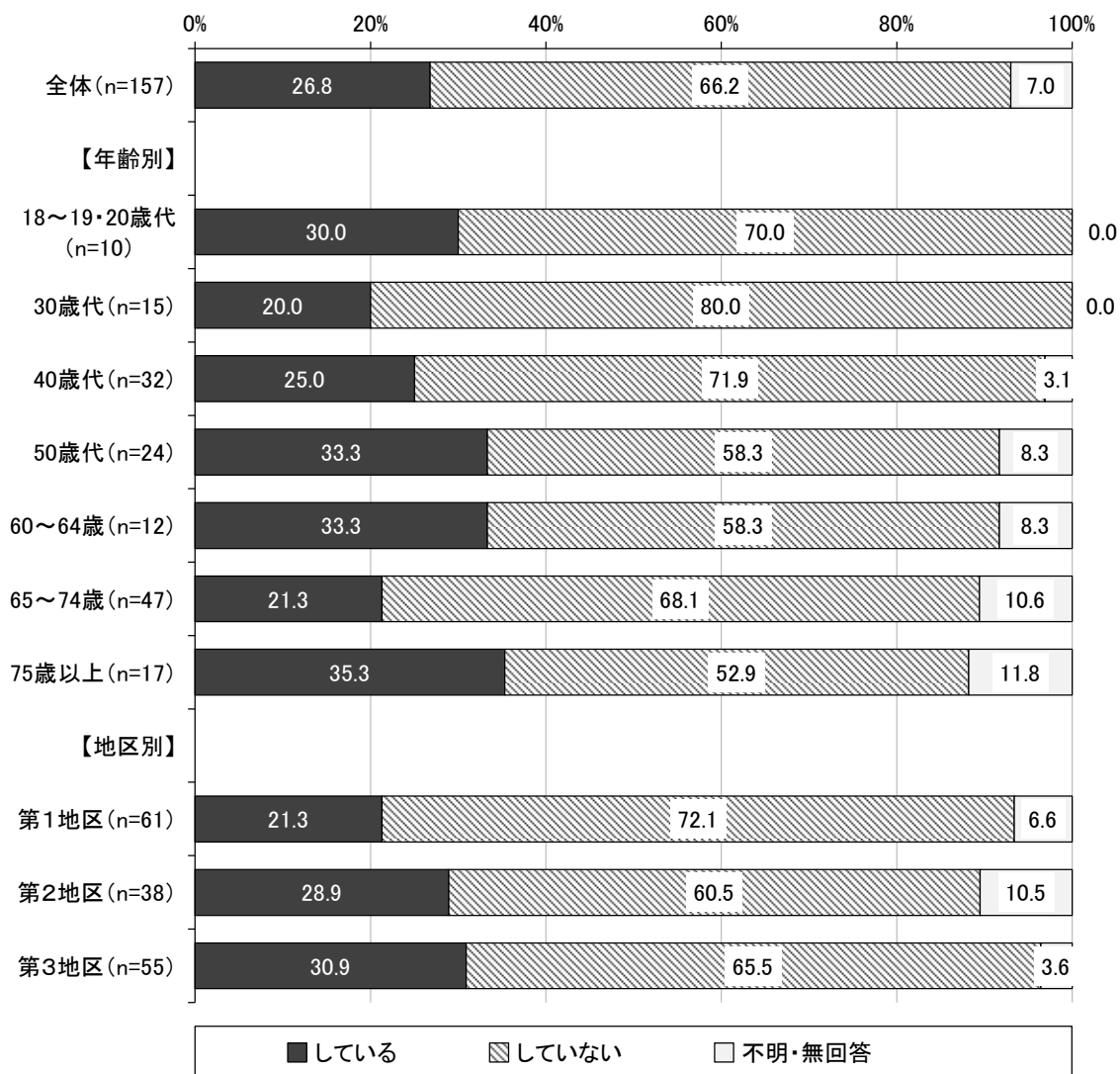
地区別にみると、いずれの地区においても「生活費など経済的問題」が最も高くなっています。

単位：%		生活費など経済的問題	仕事に関すること	自分の健康のこと	こ育 と 児 ・ 子 育 て に 関 す る	親 の 介 護 の こ と	親 以 外 の 家 族 の 介 護 ・ 介 助 の こ と	ひ き こ も り の 家 族 が い る こ と	近 所 の 人 間 関 係 の こ と	特 に な い	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
全体(n=157)		58.6	29.3	44.6	11.5	11.5	6.4	5.1	10.2	0.0	11.5	0.0
年 齢 別	18～19・20歳代(n=10)	80.0	30.0	40.0	0.0	0.0	10.0	20.0	10.0	0.0	10.0	0.0
	30歳代(n=15)	73.3	40.0	13.3	33.3	13.3	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0
	40歳代(n=32)	75.0	46.9	34.4	34.4	6.3	0.0	3.1	9.4	0.0	3.1	0.0
	50歳代(n=24)	50.0	45.8	29.2	8.3	33.3	8.3	4.2	8.3	0.0	25.0	0.0
	60～64歳(n=12)	58.3	41.7	41.7	0.0	33.3	0.0	16.7	8.3	0.0	25.0	0.0
	65～74歳(n=47)	48.9	10.6	59.6	0.0	4.3	12.8	4.3	10.6	0.0	10.6	0.0
	75歳以上(n=17)	41.2	5.9	76.5	0.0	0.0	5.9	0.0	5.9	0.0	11.8	0.0
地 区 別	第1地区(n=61)	62.3	29.5	36.1	11.5	11.5	4.9	4.9	6.6	0.0	11.5	0.0
	第2地区(n=38)	52.6	34.2	50.0	13.2	10.5	10.5	5.3	7.9	0.0	21.1	0.0
	第3地区(n=55)	58.2	23.6	50.9	9.1	10.9	5.5	5.5	16.4	0.0	5.5	0.0

「ある」を選んだ方

問 現在、どこかに相談をしていますか。(〇は1つ)

全体では「していない」が66.2%、「している」が26.8%となっています。
 年齢別にみると、いずれの年齢層においても「していない」が高くなっています。
 地区別にみると、いずれの地区においても「していない」が高くなっています。



「していない」を選んだ方

問 相談をしていない理由を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

全体では「相談しても解決が期待できない」が51.9%と最も高く、次いで「相談するまでの内容でない」が24.0%、「どこに相談していいかわからない」が17.3%となっています。

年齢別にみると、いずれの年齢層においても「相談しても解決が期待できない」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「相談しても解決が期待できない」が最も高くなっています。

単位：%		相談するまでの内容でない	どこに相談していいかわからない	い相談しても解決が期待できない	忙しくて相談できない	特にない	その他	不明・無回答
全体(n=104)		24.0	17.3	51.9	9.6	10.6	0.0	8.7
年齢別	18～19・20歳代(n=7)	0.0	14.3	71.4	28.6	14.3	0.0	0.0
	30歳代(n=12)	33.3	33.3	75.0	8.3	0.0	0.0	8.3
	40歳代(n=23)	17.4	13.0	52.2	13.0	8.7	0.0	8.7
	50歳代(n=14)	21.4	28.6	50.0	14.3	7.1	0.0	7.1
	60～64歳(n=7)	28.6	14.3	57.1	0.0	14.3	0.0	0.0
	65～74歳(n=32)	18.8	12.5	46.9	6.3	12.5	0.0	15.6
	75歳以上(n=9)	66.7	11.1	22.2	0.0	22.2	0.0	0.0
地区別	第1地区(n=44)	25.0	22.7	56.8	9.1	9.1	0.0	6.8
	第2地区(n=23)	13.0	17.4	52.2	13.0	13.0	0.0	8.7
	第3地区(n=36)	30.6	11.1	44.4	8.3	11.1	0.0	11.1

問 次の相談機関等の存在を知っていますか。(あてはまるものすべてに○)

全体では「民生委員・児童委員」が61.9%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が50.6%、「地域包括支援センター」が41.7%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代では「いずれも知らない」、30歳代では「社会福祉協議会」「地域包括支援センター」、その他の年齢層においては「民生委員・児童委員」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「民生委員・児童委員」が最も高くなっています。

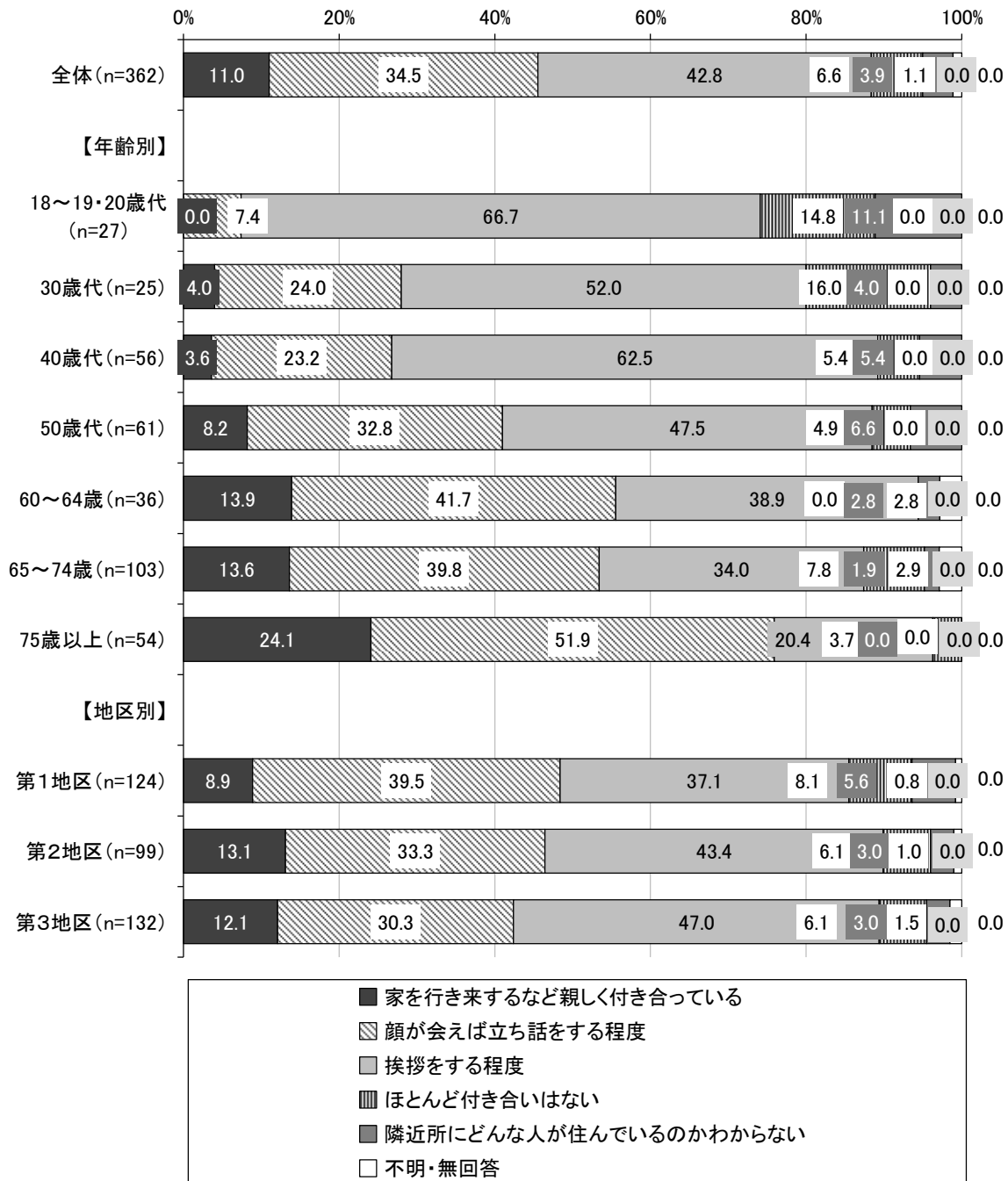
単位：%		社会福祉協議会	地域包括支援センター	子ども家庭センター	障がい者サポートセンター	生活自立支援窓口	民生委員・児童委員	保護司	いずれも知らない	不明・無回答
全体(n=362)		50.6	41.7	18.5	32.0	23.5	61.9	22.7	18.5	3.9
年齢別	18～19・20歳代(n=27)	29.6	29.6	14.8	25.9	14.8	14.8	3.7	44.4	3.7
	30歳代(n=25)	56.0	56.0	28.0	28.0	32.0	44.0	12.0	32.0	4.0
	40歳代(n=56)	51.8	35.7	26.8	42.9	28.6	55.4	21.4	25.0	1.8
	50歳代(n=61)	52.5	44.3	23.0	42.6	29.5	68.9	34.4	13.1	4.9
	60～64歳(n=36)	58.3	58.3	33.3	47.2	38.9	80.6	38.9	8.3	0.0
	65～74歳(n=103)	53.4	39.8	10.7	26.2	17.5	66.0	20.4	16.5	3.9
	75歳以上(n=54)	44.4	37.0	7.4	14.8	13.0	72.2	18.5	9.3	7.4
地区別	第1地区(n=124)	54.0	38.7	17.7	28.2	23.4	61.3	21.0	20.2	4.0
	第2地区(n=99)	48.5	41.4	17.2	28.3	18.2	56.6	25.3	20.2	5.1
	第3地区(n=132)	48.5	44.7	19.7	37.9	26.5	65.2	22.7	16.7	2.3

問 あなたは、普段近所の人とどの程度お付き合いをしていますか。(〇は1つ)

全体では「挨拶をする程度」が42.8%と最も高く、次いで「顔が会えば立ち話をする程度」が34.5%、「家を行き来するなど親しく付き合っている」が11.0%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代、30歳代、40歳代、50歳代では「挨拶をする程度」、60～64歳、65～74歳、75歳以上では「顔が会えば立ち話をする程度」が最も高くなっています。

地区別にみると、第1地区では「顔が会えば立ち話をする程度」、第2地区、第3地区では「挨拶をする程度」が最も高くなっています。



問 あなたは、地域の人から頼まれた場合、自分からしてあげられることはありますか。

※いつもではなく、ときどきでもしてあげられることも含む。(あてはまるものすべてに○)

全体では「安否確認の声かけ」が61.6%と最も高く、次いで「災害時の手助け(避難時の誘導など)」が47.2%、「郵便物・宅配物の一次預かり」が35.4%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代では「災害時の手助け(避難時の誘導など)」、その他の年齢層においては「安否確認の声かけ」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「安否確認の声かけ」が最も高くなっています。

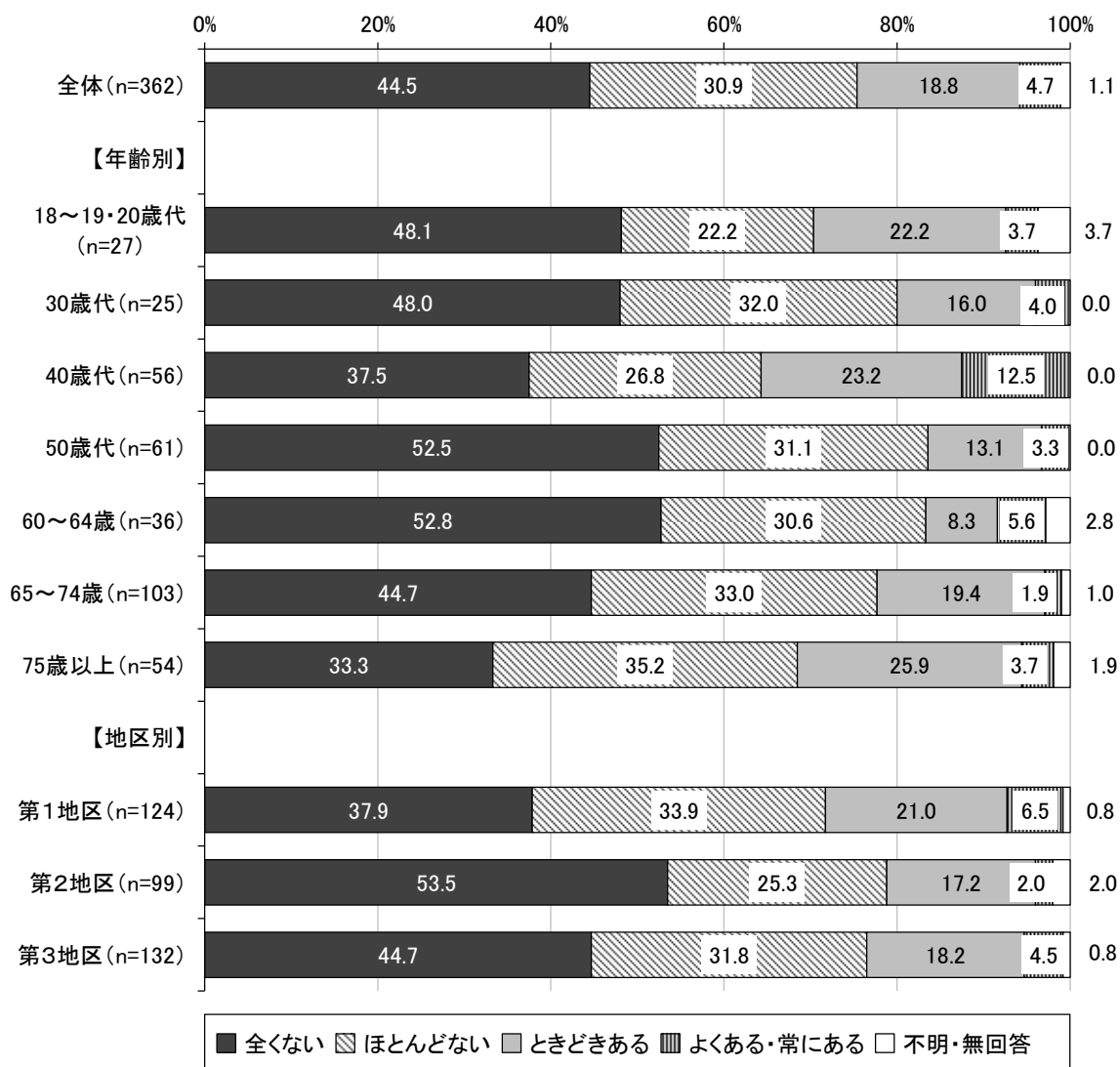
単位：%		安否確認の声かけ	う散歩や買い物に付き合	り短時間の子ども預か	買い物・用事の代行	伝庭の手入れや掃除の手	預郵便物・宅配物の一時	づ地域の人の協力的体制	時災害時の手助け(避難	サ支援のための制度や	会役所や社会福祉協議	できることはない	その他	不明・無回答
全体(n=362)		61.6	18.8	12.2	24.9	19.3	35.4	20.2	47.2	8.0	8.3	13.3	2.5	2.8
年齢別	18～19・20歳代(n=27)	44.4	14.8	14.8	11.1	18.5	11.1	18.5	59.3	7.4	3.7	14.8	0.0	0.0
	30歳代(n=25)	68.0	48.0	36.0	52.0	20.0	40.0	8.0	40.0	4.0	0.0	20.0	0.0	0.0
	40歳代(n=56)	66.1	14.3	7.1	26.8	10.7	35.7	16.1	50.0	7.1	7.1	10.7	3.6	1.8
	50歳代(n=61)	73.8	19.7	18.0	32.8	26.2	49.2	24.6	67.2	13.1	14.8	9.8	0.0	0.0
	60～64歳(n=36)	61.1	16.7	11.1	25.0	19.4	36.1	25.0	58.3	5.6	11.1	11.1	5.6	5.6
	65～74歳(n=103)	60.2	19.4	8.7	21.4	20.4	36.9	17.5	39.8	7.8	7.8	13.6	3.9	1.9
	75歳以上(n=54)	51.9	11.1	5.6	14.8	18.5	25.9	27.8	25.9	7.4	7.4	16.7	1.9	9.3
地区別	第1地区(n=124)	57.3	24.2	12.9	25.0	21.8	36.3	22.6	48.4	9.7	11.3	16.1	0.8	3.2
	第2地区(n=99)	64.6	13.1	12.1	23.2	14.1	34.3	20.2	43.4	7.1	8.1	12.1	4.0	2.0
	第3地区(n=132)	62.1	17.4	11.4	25.8	19.7	35.6	18.2	47.7	6.8	6.1	12.1	3.0	3.0

問 あなたは、孤独であると感じることがありますか。(〇は1つ)

全体では「全くない」が44.5%と最も高く、次いで「ほとんどない」が30.9%、「ときどきある」が18.8%となっています。

年齢別にみると、75歳以上では「ほとんどない」、その他の年齢層においては「全くない」が最も高くなっています。また、40歳代で「よくある・常にある」が12.5%で、「ときどきある」と合計すると35.7%となっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「全くない」が最も高くなっています。



問 あなたの居場所はどこですか。(あてはまるものすべてに○)

全体では「特になし」が40.6%と最も高く、「学校、習い事、クラブ」が12.2%、「友人の家」が6.4%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代では「学校、習い事、クラブ」、その他の年齢層においては「特になし」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「特になし」が最も高くなっています。

単位：%		学校、 習い事、 クラブ	友人の 家	自治会	地域サ ロン	図書館、 公民館	公園	民間施 設	特にな し	その他	不明・無 回答
全体(n=362)		12.2	6.4	5.2	1.1	5.0	4.1	6.1	40.6	30.4	5.8
年齢別	18～19・20歳代(n=27)	29.6	18.5	0.0	0.0	3.7	3.7	3.7	25.9	29.6	0.0
	30歳代(n=25)	4.0	4.0	4.0	0.0	0.0	8.0	4.0	36.0	56.0	0.0
	40歳代(n=56)	8.9	1.8	0.0	0.0	3.6	0.0	7.1	53.6	33.9	1.8
	50歳代(n=61)	3.3	1.6	8.2	0.0	3.3	3.3	1.6	47.5	27.9	6.6
	60～64歳(n=36)	16.7	5.6	11.1	2.8	8.3	2.8	5.6	38.9	30.6	8.3
	65～74歳(n=103)	13.6	6.8	2.9	2.9	6.8	5.8	9.7	36.9	27.2	7.8
	75歳以上(n=54)	14.8	11.1	11.1	0.0	5.6	5.6	5.6	37.0	24.1	9.3
地区別	第1地区(n=124)	8.1	5.6	4.0	0.8	5.6	4.8	5.6	46.8	29.8	5.6
	第2地区(n=99)	15.2	9.1	7.1	1.0	6.1	5.1	8.1	34.3	33.3	4.0
	第3地区(n=132)	13.6	5.3	5.3	1.5	3.0	3.0	5.3	39.4	29.5	6.8

〈「その他」回答の記述の集計結果〉

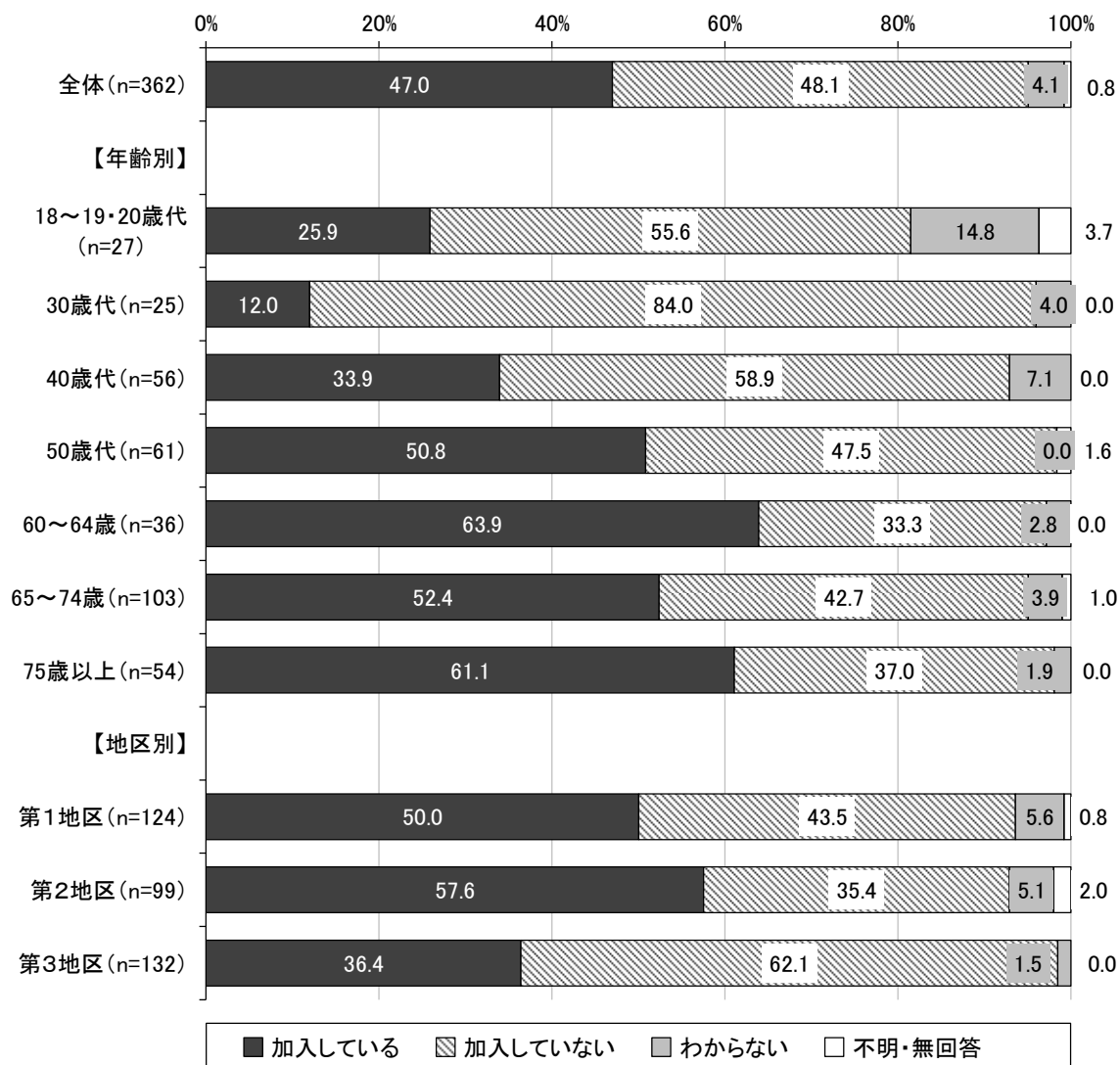
単位：%	自宅・家庭	職場	趣味・習い 事	福祉施設・ サービス	その他
全体に対する割合	14.6	8.8	1.9	0.8	1.9

問 あなたは、自治会に加入していますか。(〇は1つ)

全体では「加入していない」が48.1%と最も高く、次いで「加入している」が47.0%、「わからない」が4.1%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代、30歳代、40歳代では「加入していない」、50歳代、60～64歳、65～74歳、75歳以上では「加入している」が最も高くなっています。

地区別にみると、第1地区、第2地区では「加入している」、第3地区では「加入していない」が最も高くなっています。

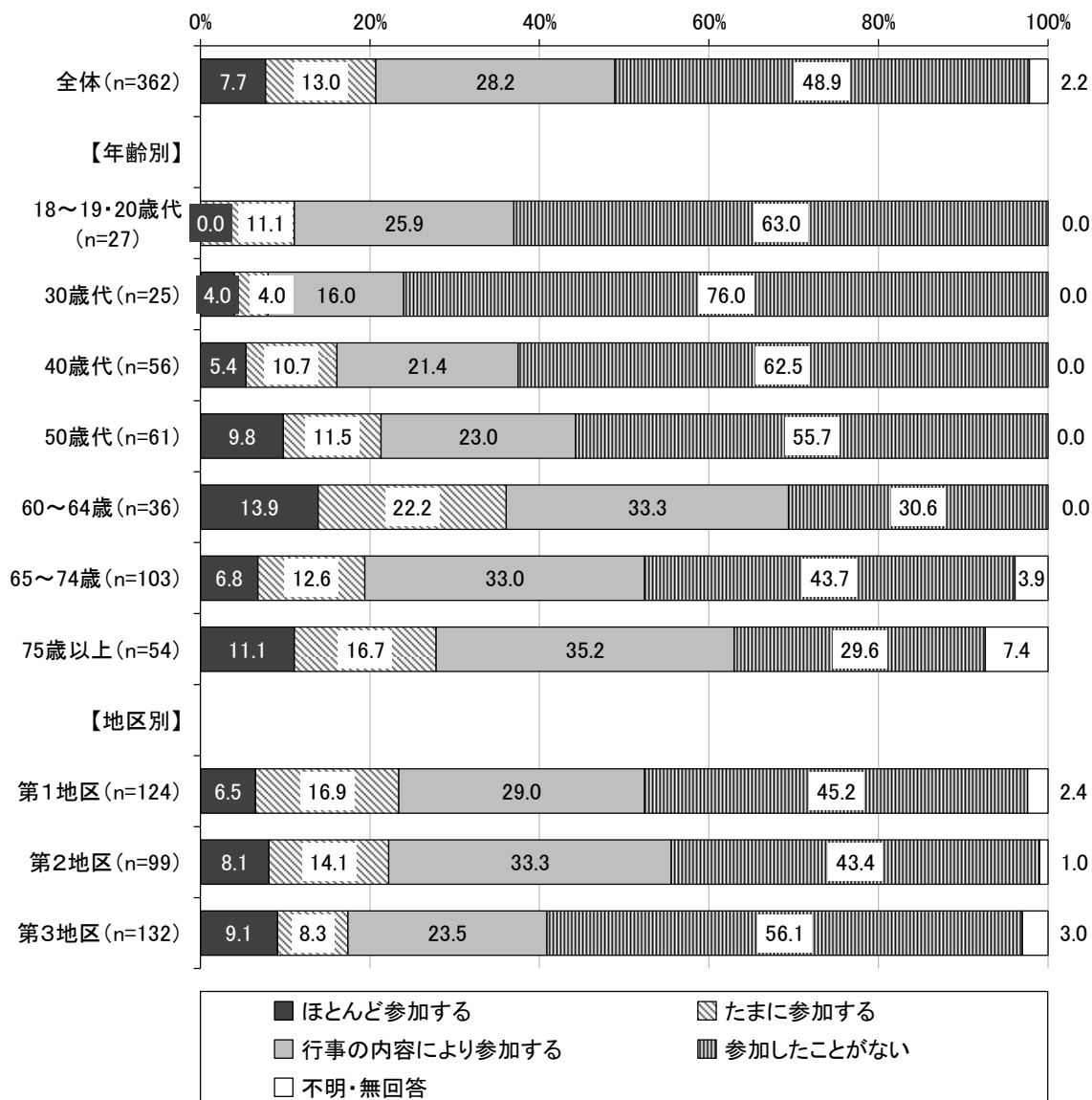


問 あなたは、地域の行事や活動に参加していますか。(〇は1つ)

全体では「参加したことがない」が48.9%と最も高く、次いで「行事の内容により参加する」が28.2%、「たまに参加する」が13.0%となっています。

年齢別にみると、60～64歳、75歳以上では「行事の内容により参加する」、その他の年齢層においては「参加したことがない」が最も高くなっています。特に60～64歳、75歳以上では「ほとんど参加する」、「たまに参加する」、「行事の内容により参加する」の合計が6割台となっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「参加したことがない」が最も高くなっています。

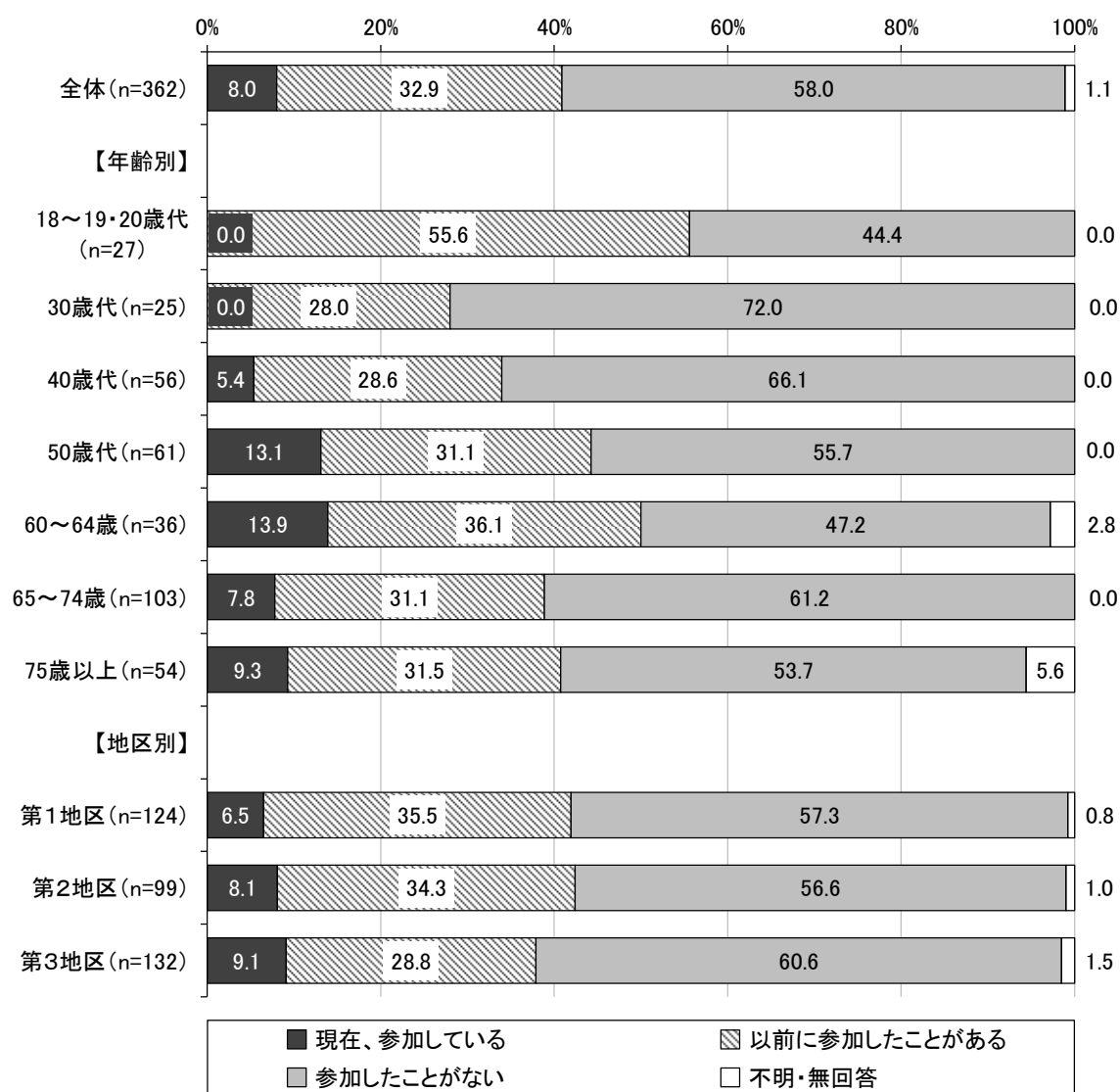


問 あなたは、ボランティア活動に参加したことがありますか。(〇は1つ)

全体では「参加したことがない」が58.0%と最も高く、次いで「以前に参加したことがある」が32.9%、「現在、参加している」が8.0%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代では「以前に参加したことがある」、その他の年齢層においては「参加したことがない」が最も高くなっています。また、18～19・20歳代、60～64歳では「現在、参加している」と「以前に参加したことがある」の合計が5割台となっており、「参加したことがない」を上回っています。

地区別にみると、いずれの地区においても「参加したことがない」が最も高くなっています。



問 ボランティア活動に参加しようとする際、どういう点を重視しますか。

(あてはまるものすべてに○)

全体では「気軽にできること(単発、時間が短いなど)」が63.5%と最も高く、次いで「人の役に立つこと」が43.1%、「誰にでもできること」が36.7%となっています。

年齢別にみると、いずれの年齢層においても「気軽にできること(単発、時間が短いなど)」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「気軽にできること(単発、時間が短いなど)」が最も高くなっています。

単位: %		い〜 な 等 に 、 時 間 が 短 い こ と	と長 く 続 け ら れ る こ と	と誰 に で も で き る こ と	体 を 動 か せ る こ と	多 く の 人 と 関 わ れ る こ と	を新 しい 経 験 や 学 び を 得 る こ と	自 分 の 将 来 に 役 立 つ こ と	を自 分 の 技 能 ・ 経 験 に 上 げ る こ と	人 の 役 に 立 つ こ と
全体(n=362)		63.5	10.5	36.7	12.4	16.9	17.4	8.3	19.9	43.1
年齢別	18~19・20歳代(n=27)	59.3	3.7	37.0	7.4	22.2	37.0	25.9	25.9	48.1
	30歳代(n=25)	76.0	12.0	32.0	12.0	24.0	20.0	24.0	36.0	44.0
	40歳代(n=56)	71.4	7.1	28.6	7.1	8.9	21.4	8.9	14.3	50.0
	50歳代(n=61)	60.7	16.4	32.8	13.1	11.5	11.5	4.9	26.2	49.2
	60~64歳(n=36)	69.4	16.7	47.2	13.9	13.9	19.4	5.6	19.4	41.7
	65~74歳(n=103)	66.0	8.7	43.7	13.6	20.4	16.5	2.9	17.5	37.9
	75歳以上(n=54)	46.3	9.3	31.5	16.7	20.4	9.3	7.4	13.0	37.0
地区別	第1地区(n=124)	69.4	12.1	34.7	16.1	16.1	14.5	6.5	21.8	41.1
	第2地区(n=99)	63.6	8.1	30.3	8.1	19.2	15.2	8.1	20.2	42.4
	第3地区(n=132)	59.1	11.4	43.2	12.9	15.9	22.0	9.8	17.4	45.5

単位: %		な よ り 良 い こ と に つ な が り な い 、 関 心	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答	
全体(n=362)		21.5	11.9	1.4	4.7
年齢別	18~19・20歳代(n=27)	22.2	11.1	0.0	0.0
	30歳代(n=25)	16.0	16.0	0.0	0.0
	40歳代(n=56)	23.2	12.5	1.8	0.0
	50歳代(n=61)	18.0	13.1	1.6	4.9
	60~64歳(n=36)	41.7	2.8	2.8	5.6
	65~74歳(n=103)	18.4	12.6	1.0	4.9
	75歳以上(n=54)	18.5	13.0	1.9	13.0
地区別	第1地区(n=124)	24.2	12.1	0.8	3.2
	第2地区(n=99)	19.2	9.1	2.0	3.0
	第3地区(n=132)	20.5	12.9	1.5	6.8

問 今後、住みよいまちづくりを進めるうえで、地域住民としてどのようなことに取り組んでいきたいとお考えですか。(あてはまるもの3つまで○)

全体では「健康づくりや生きがい活動」が33.4%と最も高く、次いで「介護者や介護を必要とする人への支援」「防災や防犯など生活安全に関する活動」が28.2%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代では「特になし」、30歳代では「子育ての支援や子どもの見守り」、40歳代、60～64歳では「防災や防犯など生活安全に関する活動」、50歳代では「高齢者や障がいのある人への支援」、65～74歳、75歳以上では「健康づくりや生きがい活動」が最も高くなっています。

地区別にみると、第1地区、第2地区では「健康づくりや生きがい活動」、第3地区では「健康づくりや生きがい活動」「防災や防犯など生活安全に関する活動」が最も高くなっています。

単位：%		と介護者や人への支援を必要とする人への支援	る高齢者や障がいのあ	青少年健全育成活動	も子育ての支援や子どもの見守り	動世代を超えた交流活	クスリエーション・交流・活動	い健康づくりや生きがい活動	安全に防犯など生活
全体(n=362)		28.2	27.3	5.0	26.5	10.8	10.8	33.4	28.2
年齢別	18～19・20歳代(n=27)	18.5	29.6	3.7	33.3	7.4	22.2	14.8	22.2
	30歳代(n=25)	28.0	28.0	4.0	56.0	16.0	8.0	20.0	40.0
	40歳代(n=56)	28.6	30.4	8.9	35.7	10.7	1.8	21.4	41.1
	50歳代(n=61)	34.4	36.1	4.9	31.1	11.5	16.4	34.4	23.0
	60～64歳(n=36)	36.1	22.2	0.0	19.4	5.6	8.3	41.7	47.2
	65～74歳(n=103)	26.2	24.3	7.8	22.3	13.6	12.6	41.7	22.3
	75歳以上(n=54)	24.1	22.2	0.0	7.4	7.4	7.4	38.9	16.7
地区別	第1地区(n=124)	29.8	29.0	6.5	25.0	15.3	12.1	37.9	30.6
	第2地区(n=99)	34.3	31.3	3.0	26.3	12.1	12.1	35.4	25.3
	第3地区(n=132)	22.7	22.0	4.5	27.3	5.3	9.1	28.8	28.8

単位：%		織自治会などの運営に既存組	よるボランティア活動グループ	特になし	その他	不明・無回答
全体(n=362)		7.5	7.2	21.0	2.8	3.0
年齢別	18～19・20歳代(n=27)	7.4	3.7	37.0	0.0	3.7
	30歳代(n=25)	0.0	0.0	12.0	4.0	0.0
	40歳代(n=56)	3.6	3.6	25.0	3.6	1.8
	50歳代(n=61)	6.6	9.8	14.8	4.9	0.0
	60～64歳(n=36)	13.9	13.9	19.4	2.8	0.0
	65～74歳(n=103)	7.8	4.9	24.3	1.9	1.9
	75歳以上(n=54)	11.1	13.0	14.8	1.9	13.0
地区別	第1地区(n=124)	8.1	9.7	16.1	2.4	3.2
	第2地区(n=99)	8.1	6.1	23.2	4.0	0.0
	第3地区(n=132)	6.8	5.3	24.2	2.3	5.3

問 誰もが地域の中に居場所があり、権利と尊厳が守られ、孤立することなく、自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域全体で見守り、支え合う「地域共生社会」を実現するためには、これからのどのような取組が必要だと考えますか。（あてはまるもの3つまで○）

全体では「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる」が33.4%と最も高く、次いで「学校や社会における福祉教育を充実させる」が29.6%、「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」が27.9%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代では「学校や社会における福祉教育を充実させる」「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」、30歳代では「学校や社会における福祉教育を充実させる」、40歳代、65～74歳では「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる」、50歳代では「困っている人からの情報収集に力を入れる」、60～64歳では「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」、75歳以上では「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる」が最も高くなっています。

地区別にみると、第1地区では「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」、第2地区、第3地区では「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる」が最も高くなっています。

単位：%		学校や社会における福祉教育を充実させる	一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける	地域の人が気軽に集まれる場所を作る	地域の拠点となる場を整備する	リーダーや福祉活動に携わる人を養成する	地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする	地域における福祉活動の活動を費・運営費など資金的な援助を行う	自治会が中心となつて市民相互の交流活動を進める	ボランティアやNPOの活動をさかんにする	困っている人からの情報収集に力を入れる	行政が地域の活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる
全体(n=362)		29.6	27.9	24.3	10.5	10.5	12.2	10.8	8.6	10.8	25.4	33.4
年齢別	18～19・20歳代(n=27)	40.7	40.7	11.1	18.5	14.8	7.4	11.1	11.1	7.4	18.5	25.9
	30歳代(n=25)	52.0	8.0	24.0	4.0	4.0	4.0	16.0	4.0	4.0	28.0	40.0
	40歳代(n=56)	33.9	19.6	21.4	3.6	5.4	8.9	8.9	10.7	1.8	26.8	39.3
	50歳代(n=61)	24.6	27.9	31.1	21.3	11.5	13.1	14.8	6.6	18.0	34.4	31.1
	60～64歳(n=36)	30.6	36.1	22.2	13.9	8.3	13.9	11.1	8.3	16.7	27.8	27.8
	65～74歳(n=103)	26.2	29.1	23.3	10.7	14.6	12.6	10.7	6.8	15.5	24.3	35.0
	75歳以上(n=54)	20.4	31.5	29.6	1.9	9.3	18.5	5.6	13.0	3.7	16.7	31.5
地区別	第1地区(n=124)	31.5	32.3	27.4	12.9	9.7	13.7	12.9	8.1	8.1	26.6	29.0
	第2地区(n=99)	32.3	30.3	22.2	9.1	11.1	14.1	14.1	7.1	13.1	27.3	39.4
	第3地区(n=132)	24.2	22.0	24.2	9.1	10.6	9.1	6.8	10.6	10.6	22.0	31.1

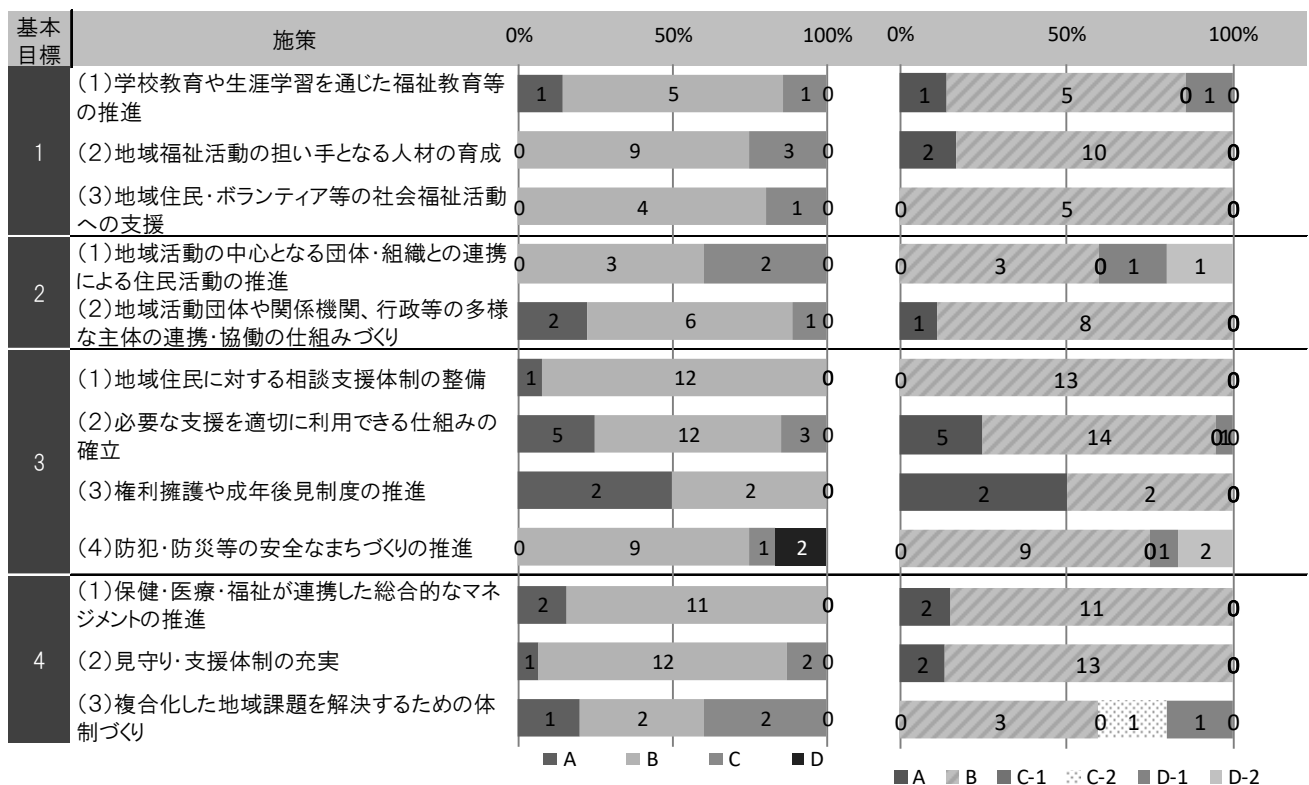
単位：%		わからない	その他	不明・無回答
全体(n=362)		16.9	1.9	2.8
年齢別	18～19・20歳代(n=27)	22.2	0.0	3.7
	30歳代(n=25)	20.0	0.0	0.0
	40歳代(n=56)	19.6	1.8	0.0
	50歳代(n=61)	16.4	1.6	1.6
	60～64歳(n=36)	11.1	5.6	2.8
	65～74歳(n=103)	16.5	2.9	1.0
	75歳以上(n=54)	14.8	0.0	11.1
地区別	第1地区(n=124)	15.3	1.6	3.2
	第2地区(n=99)	15.2	3.0	1.0
	第3地区(n=132)	20.5	1.5	3.8

3 第4期計画の成果と課題

「第4期青梅市地域福祉計画」の策定に当たり、「第5期青梅市地域福祉計画」の進捗状況について、各事業の取組状況と担当課の自己評価をもとにとりまとめを行いました。

評価の実施に当たっては、各事業の取組状況（実行性）と、計画に定める推進施策への貢献度の2つの観点から評価を行いました。

施策ごとの集計結果は以下のとおりです。「基本目標3 安心してサービスを利用できる環境づくり」は実行性、貢献度いずれもA評価が比較的多くなっています。「基本目標1 地域を支える人づくり・活動支援」の実行性はC評価が多くなっています。



各事業の取組状況(実行性)

- A: 想定とおり実施
- B: 概ね想定とおり実施
- C: 実施に当たり課題があった
- D: 実施できなかった

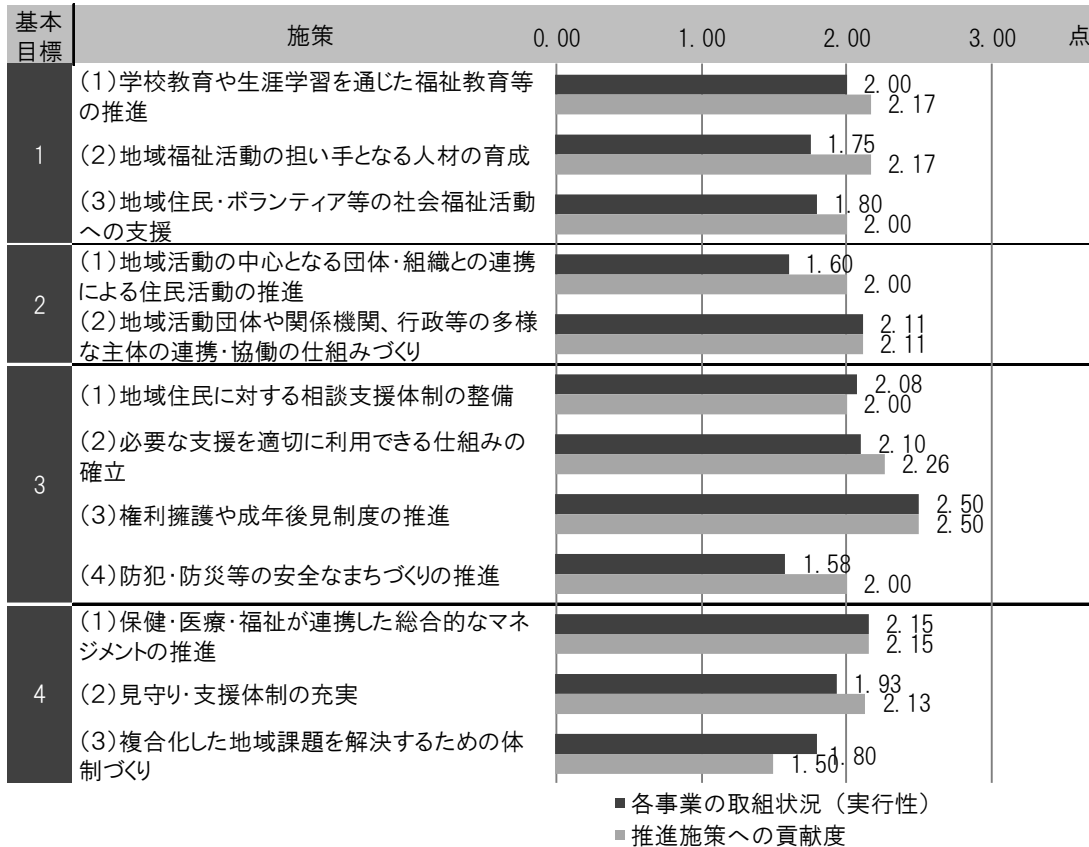
推進施策への貢献度

- A: 施策推進につながった
- B: 概ね施策推進につながった
- C-1: あまり施策推進につながらなかった(別施策の推進に貢献)
- C-2: あまり施策推進につながらなかった(効果がそもそもなかった)
- D-1: 実施が十分にできなかったが、効果があると考えられる
- D-2: 実施が十分にできなかった、かつ、見直しが必要な状況

自己評価を点数化して算出した、施策ごとの平均点は以下のとおりです。

実行性の平均値は1.95点、貢献度の平均値は2.08点となりました。実行性は、人材育成や住民活動の推進等、コロナ禍における行動制限の影響を受けやすい施策が低くなっているほか、施策3（4）は補助金が終了するなど様々な理由により十分に実施できない事業もありました。

貢献度は、概ね2点を超えており、実行性が低くなっている施策においても効果的に取り組むことができたことが伺えます。施策4（3）は、共生型サービス、障害基準該当サービス事業者登録制度について事業者に対する周知が課題であるとして、貢献度が1.50点となっています。



各事業の取組状況(実行性)	点数
A: 想定通り実施	3点
B: 概ね想定通り実施	2点
C: 実施にあたり課題があった	1点
D: 実施できなかった	0点

推進施策への貢献度	点数
A: 施策推進につながった	3点
B: 概ね施策推進につながった	2点
C-1: あまり施策推進につながらなかった(別施策の推進に貢献)	1点
C-2: あまり施策推進につながらなかった(効果がそもそもなかった)	0点
D-1: 実施が十分にできなかったが、効果があると考えられる	除外
D-2: 実施が十分にできなかった、かつ、見直しが必要な状況	除外

また、基本目標1、4の事業に対する指標となっていた地域福祉コーディネーターの配置人数は令和5年度に3人となり、各圏域に1人配置するという目標を達成しました。

評価指標	策定当初	実績値 (令和5年度)	目標値
地域福祉コーディネーターの人材育成(配置人数)	0人	3名	3名

基本目標ごとの主な取組の評価と課題は以下のとおりです。

基本目標1 地域を支える人づくり・活動支援

市民一人ひとりが自分の暮らす地域に関心を持ち、地域福祉に関する活動に主体的に参加できるよう、市民意識の高揚に向けた福祉教育の推進や人権啓発にかかる講演学習の機会の提供など地域を支える人づくり・活動支援に取り組みました。

(1) 学校教育や生涯学習を通じた福祉教育等の推進

- 啓発事業は特にコロナウイルス感染症の影響で中止になった事業が多くなっている。
- コロナに関係なく状況に応じて保護者が求めている内容をテーマに講演会を定期的に行うことができ、施策推進に貢献した。

(2) 地域福祉活動の担い手となる人材の育成

- 介護予防リーダーの高齢化が進んでおり、世代交代が進んでいない。また、地域によっては通いの場の数が不足している。
- 複雑、複合化した課題や制度の狭間にある福祉課題の解決に導く「つなぎ役」として社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターを3人配置した。

(3) 地域住民・ボランティア等の社会福祉活動への支援

- 青梅ボランティア・市民活動センターや市民センターなど、ボランティア活動の場の提供と活動場所の拡充に努めた。コロナ禍には活動を制限せざるを得なかったが、徐々に活動の場が戻ってきている。より強固な協力関係を築いていく必要がある。

基本目標2 地域を支える仕組みづくり

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、市民、行政、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体など、地域福祉の担い手が様々な組織的活動に取り組み、見守り、助け合い、支え合う仕組みづくりの推進を図りました。

(1) 地域活動の中心となる団体・組織との連携による住民活動の推進

- 青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定にもとづき、自治会連合会と情報交換会を実施。市への要望を聞くだけではない場としていく必要がある。
- 感染拡大防止のため社会福祉法人の実施する公益的な取組の規模が縮小された。社会福祉法人と連携強化を図り、官民協働の実現に向けた検討を行う必要がある。

(2) 地域活動団体や関係機関、行政等の多様な主体の連携・協働の仕組みづくり

- 各種交流イベントは、多くがコロナ禍により中止となったが、実施できた年においては交流、ふれあいの機会づくりに貢献できた。
- 生活支援コーディネーターを日常生活圏域に、第2層協議体を支会ごとに設置し、地域活動や課題の共有、関係者間のネットワークの構築を図ることができた。一方、第1層協議体の開催が少ないなど、課題を共有しても施策化できる仕組みが不十分となっている。

基本目標3 安心してサービスを利用できる環境づくり

誰もが安心して必要な支援やサービスを選択でき、適切に利用できる福祉のまちづくりを推進しています。

また、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などの人権に配慮した制度の利用促進を図っています。

(1) 地域住民に対する相談支援体制の整備

- 民生委員・児童委員の定数割れが続いており、欠員の生じている地区に対しては協力員を配置した。人材育成に向けて、青梅市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、市民に対する普及・啓発に取り組む。
- 障害当事者、家族、地域の住民からの相談に対し、医療・福祉関係機関、専門機関と連携し、相談支援体制の充実を図った。
- 児童虐待について、虐待対策コーディネーターを引き続き配置し、迅速に対応できるように体制を整備した。一方で児童虐待の取扱件数は高止まりし、内容も多様化しており、対応に苦慮するケースも増えてきている。
- 地域包括支援センターを中心に、医療・介護・福祉関係機関や地域との連携を密にし、高齢者本人や親族以外からも幅広く相談を受け付け、支援に繋げることができた。

(2) 必要な支援を適切に利用できる仕組みの確立

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、離職や減収による住居確保給付金の受給者数が急増した。
- 生活困窮者自立相談支援事業により相談者に寄り添い、伴走型の支援を実施。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金や住居確保給付金の受給を終了した世帯が、自立に至らず生活保護申請につながるケースが散見され、課題となっている。

(3) 権利擁護や成年後見制度の推進

- 成年後見制度の利用促進に向け、青梅市社会福祉協議会と連携し、判断能力の不十分な高齢者等が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為をする際の支援を行った。速やかに後見人を選任し、家族の負担軽減を図ることができた。一方で市民に対しどのように普及・啓発を行っていくかが課題となっているほか、市民後見人の養成が進んでいない。

(4) 防犯・防災等の安全なまちづくりの推進

- 自主防災組織連絡会を通じて、避難行動要支援者の支援対策について普及、啓発を行っています。支援対策の更なる充実に向け、モデル地区を設定し、個別避難計画の記載項目や作成優先順位を検討し、計画の作成を進めた。

基本目標4 地域で安心して暮らすためのネットワークづくり

高齢者、障がいがある方、ひとり親家庭、生活困窮者など、社会的に弱い立場にある方を孤立・孤独から守り、地域で自立した生活が送れるよう、保健、医療、福祉、防災、教育などの各分野の横断的な連携や地域住民による支え合いが連動した包括的な支援体制の整備を図っています。

(1) 保健・医療・福祉が連携した総合的なマネジメントの推進

- 福祉総合相談窓口について、令和6年度の実施に向けた体制整備を行っており、議論を進めている。
- 多様化する相談内容に応じたサービスを提供するため、専門相談員の活用を図っているが、近年、困難事例がより複雑化・多様化し、職員の負担が増大している。

- 就労支援は、通常のハローワークと連携した支援に加え、就労支援の前段階で課題を持つ方の支援のため、就労準備支援事業を開始した。引き続き、一般就労において課題がある方の支援についての充実についても検討する必要がある。

(2) 見守り・支援体制の充実

- 認知症高齢者等の一人歩きに対応するため、新たにICT機器を活用した見守りである青梅市高齢者見守り支援事業を開始した。行政機関が保護、連絡等の対応をする場合において、行政職員のICT機器使用に関して課題がある。
- ひきこもり問題について、相談者と一度の相談で終了せず、その後も相談を続けるなど支援を充実させた。ひきこもりの高齢化・長期化に伴い、相談内容も多様化していることが課題となっている。

(3) 複合化した地域課題を解決するための体制づくり

- 既存の会議体に地域福祉コーディネーターが参加し、地域の実状を把握している民生児童委員や生活支援コーディネーターとの連携により、地域の現状や課題が見えてきた。地域課題が複合化しているため、様々な関係機関と幅広く連携・協力する必要がある。

4 課題のまとめ

統計、アンケート結果、第4期計画の成果と課題から、地域福祉における課題をまとめました。

1. 地域のつながりの再構築と孤立の防止

生活様式や価値観の多様化により、全国的に地域のつながりの希薄化が指摘されるなか、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症による世界的な社会の混乱は、人と人とのつながりに変化をもたらしています。

「地域共生社会」の実現には、地域に暮らす多様な人々が互いを認め合う意識が重要であり、アンケートにおいても「学校や社会における福祉教育を充実させる」、「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」が高くなっていることから、引き続き福祉意識の醸成・向上に取り組む必要があります。

また、アンケート結果では、年代を問わず近所の人とあいさつ程度の付き合いができていたことが伺えました。一方で、孤独感を感じている市民が一定数いることが伺え、特に40歳代で高くなっています。住民に最も身近な組織である自治会の活動支援や、居場所・交流の場づくりへの支援を行うことで、孤立を防ぎ、顔見知りの関係を築くことが重要です。

2. 多様な担い手の育成、助け合い、支え合い活動の活性化

本市では、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯、障がいがある方、外国籍市民等、見守りや支援が必要な人が増加しており、住民同士による助け合い、支え合いや継続的な見守りが重要となっています。

一方で、ボランティア・市民活動の登録団体、会員数いずれも減少傾向にあるほか、民生委員・児童委員や介護予防リーダーなどの担い手不足など、人材育成や団体活動への支援が求められています。

アンケート結果では、30～50歳代のいわゆる働き盛り・子育て世代は、地域活動、ボランティア活動等の参加状況は低くなっているものの、地域のためにしてあげられることとして、災害時の手助け、安否確認の声掛けなどへの積極的な回答がみられました。また、ボランティアに参加する際に重視する点として、時間が短いなど気軽さが求められており、関心がないとの回答は低くなっています。

地域の誰もが助け合い、支え合いの担い手となれるよう、多様なかわり方を選択でき、気軽に参加できるメニューを増やすことが重要です。

3. 相談支援体制のさらなる充実

近年、複合課題を抱える個人・世帯や、既存の支援制度では対応が難しい制度の狭間の課題等が増加しており、本市においても同様の傾向となっています。

また、アンケートでは、生活上の困りごとがある方のうち、誰かに相談していない割合が6割半ば、その理由として半数が「相談しても解決が期待できない」と回答しており、関係機関との連携強化による相談支援の資質向上、相談できない方に対するアウトリーチが重要となっていることが伺えます。

このような課題の受け止めに加え、必要なサービスを適切に利用するための支援、サービスの質の向上に向けて、引き続き地域福祉コーディネーターを中心とした包括的支援体制の強化に取り組む必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方と施策体系

1 基本理念

【現行の基本理念】

市民一人ひとりが住み慣れた地域で共に暮らしていける地域社会の実現
 ～「お互いさま」でみんながつながり、誰もが自分らしく暮らせるまち 青梅～

※以下の方針で検討中

総合長期計画	新計画
ーみんなが顔見知りのまちー 誰もが地域の中に居場所があり、権利と尊厳が守られ、孤立することなく、自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域全体で見守り、支え合っています。	みんなが顔見知りのまち ～誰もが地域の中に居場所があり、権利と尊厳が守られ、孤立することなく、自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域全体で見守り、支え合うまち 青梅～

2 基本目標

※以下の方針で検討中

総合長期計画		新計画（仮）
	+居場所づくり等	
1	福祉意識の醸成	顔見知りの関係づくり
2	多様な主体による支え合い活動の推進	多様な主体による支え合い活動の推進
3	重層的支援体制の整備	包括的な支援体制の整備・強化
4	生活困窮者等支援の充実	
5	生活保護受給者自立支援の充実	
6	権利擁護・虐待防止の推進	

基本目標1 (仮) 顔見知りの関係づくり

市民一人ひとりが自分の暮らす地域に関心を持ち、地域福祉に関する活動に主体的に参加できるよう、福祉意識の醸成のほか、一人暮らし高齢者や、子どもの登下校等、地域の中で見守る体制、居場所づくりを支援し、顔見知りの関係づくりを推進します。

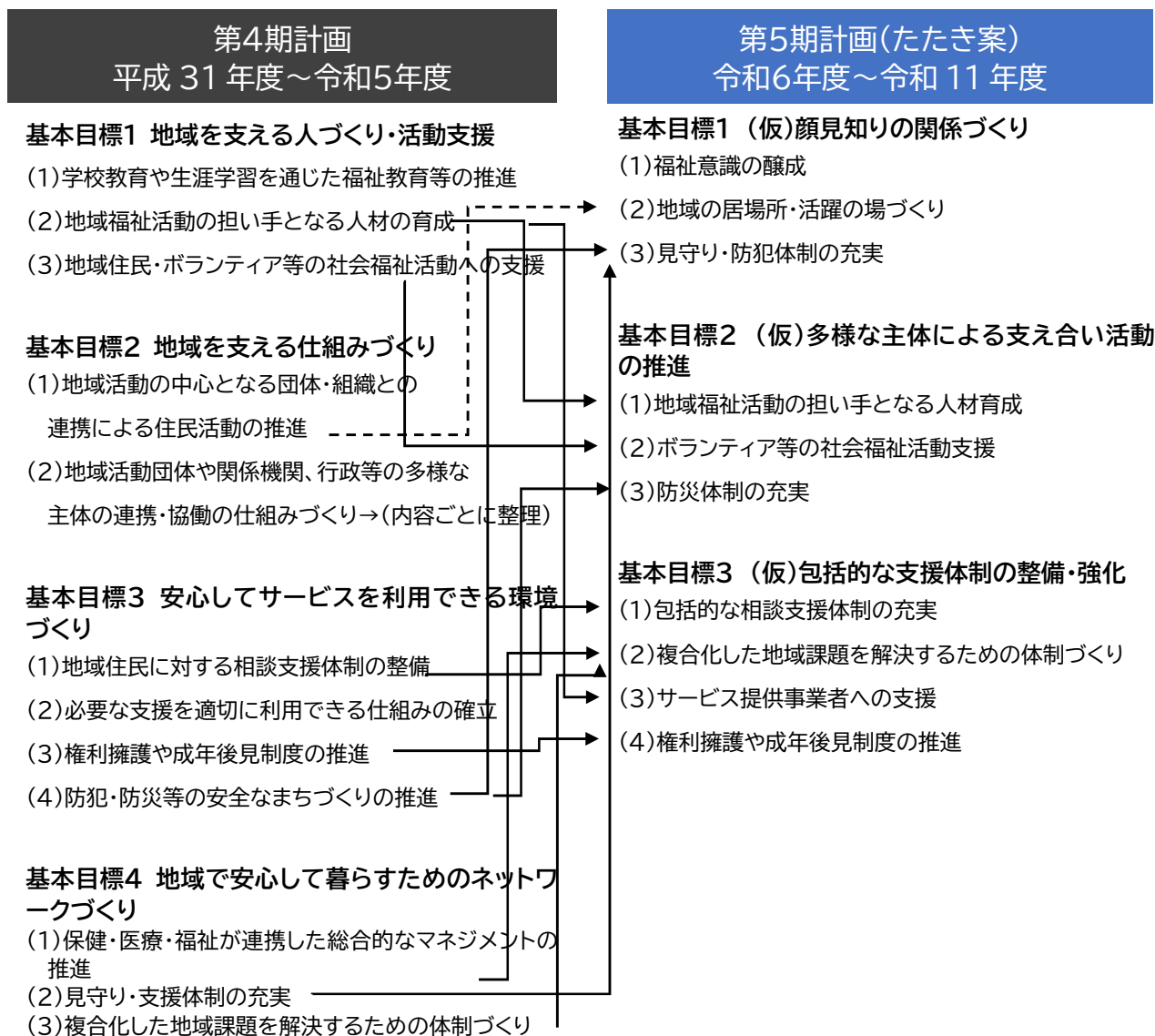
基本目標2 (仮) 多様な主体による支え合い活動の推進

市民、行政、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体など、地域のあらゆる人々が地域福祉推進の担い手となり、それぞれの役割を果たしていくことができるよう、担い手育成や、組織的な活動への支援を行い、地域の中で支え合う仕組みの推進を目指します。

基本目標3 (仮) 包括的な支援体制の整備・強化

多様化・複雑化する生活課題に対し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、包括的な支援を提供していくことができるよう、相談体制等について行政の分野横断的な連携を強化するとともに、一人ひとりの自己選択・自己決定を尊重したサービスの利用、質の向上を目指します。

※体系組み換えのイメージ



第3章 取組内容

体系に沿って、施策を記載

- 体系の一部を成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止計画として位置づけ
- ※民生委員・児童委員、自治会、高齢者クラブの活動事例の紹介等も盛り込む予定。

※以下レイアウト案

基本目標1 (仮) 顔見知りの関係づくり

施策	(1)福祉意識の醸成
	(2)地域の居場所・活躍の場づくり
	(3)見守り・防犯体制の充実

■成果目標

項目	単位	現状値	目標値

■活動指標

項目	単位	現状値	目標値

■関連する SDGs



施策(1)福祉意識の醸成

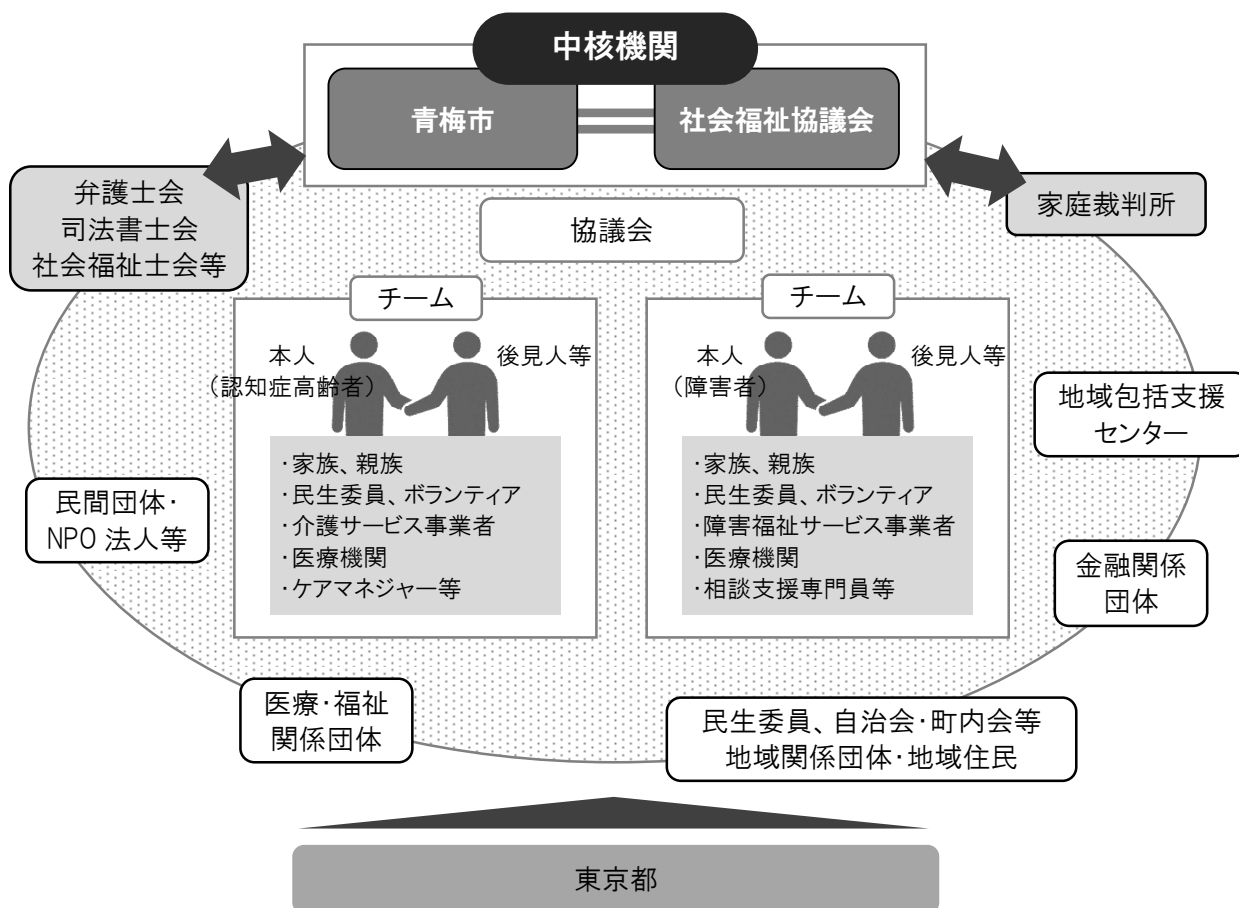
.....

事業名	取組内容	主担当課

※第3章末尾に、以下の内容を挿入する

- 青梅市成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の基本的な考え方、地域福祉（重層的支援体制整備事業）と成年後見制度の関連、地域福祉計画における該当事業、地域連携ネットワークのイメージ図等を明記）

■地域連携ネットワークのイメージ（検討中）■



- 青梅市再犯防止推進計画（再犯防止に向けた基本的な考え方、地域福祉計画における該当事業を明記）

第3編 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

第1章 高齢者保健福祉・介護保険事業を取り巻く現状と課題

その他統計、アンケート結果、現行計画の評価を取りまとめ、課題を掲載。

第2章 計画の基本的な考え方と施策体系

計画の理念、基本目標、施策体系を掲載。

【現行の基本理念】

福祉が充実したまち

第3章 取組内容

体系に沿って、施策を記載

第4章 介護保険サービスの事業量見込みと介護保険料の設定

第4編 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

第1章 障害者・児福祉を取り巻く現状と課題

その他統計、アンケート結果、現行計画の評価を取りまとめ、課題を掲載。

第2章 計画の基本的な考え方と施策体系

計画の理念、基本目標、施策体系を掲載。

【現行の基本理念】

味わいのある人生を歩もう
～だれもがその人らしく暮らせる共生のまち青梅～

第3章 取組内容

体系に沿って、施策を記載

第4章 障害福祉・障害児福祉サービスの事業量見込み

1 障害福祉計画

- 成果目標の設定
- サービス等の見込量およびその確保策

2 障害児福祉計画

- 成果目標の設定
- サービス等の見込量およびその確保策

資料編